



ま
さ
き

松前町子ども・子育て支援事業計画

計画期間 平成27年度～平成31年度

平成27年3月
ま
さ
き
愛媛県松前町

は じ め に

近年、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取りまく環境が大きく変化する中で、社会全体で子ども達の健やかな育ちを支援することが早急に求められています。

松前町では、平成 15 年に制定されました「次世代育成支援対策推進法」により、『輝きやすらぐ松前・子ども家庭応援プラン』松前町次世代育成支援行動計画～前期計画～（平成 17 年度から 21 年度）、～後期計画～（平成 22 年度から 26 年度）を策定し、この計画に基づいて、子どもの視点に立った施策の充実やよりよい親子関係づくり等に取り組んでまいりました。

平成 24 年に『子ども・子育て関連 3 法』（「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」）が成立し、平成 27 年度から『子ども・子育て支援新制度』が始まります。これは、子育てに対し孤立感や負担感をもつ家庭の増加や、子ども・子育て支援への質・量の不足等に伴う待機児童の問題など、子育てをめぐる現状と課題に対して、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを推進するものです。

このたび、「子ども・子育て支援法」に基づく新たな子ども・子育て支援制度に沿って、5 年を一期とする『松前町子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。次世代を担う子どもが健やかに成長し、子育てに喜びや楽しみを感じ、子どもを安心して生み育てることができる環境整備と、子どもが心身ともにのびのびと成長できるまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと考えております。推進にあたりましては、「子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち」を基本理念とし、行政・学校・企業等が協働し、地域社会全体で子どもや子育て家庭をあたたく応援していくため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「松前町子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「松前町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」などにご協力をいただきました多くの町の皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

松前町長 白石 勝也

目次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	3
第2章	松前町の子育てを取り巻く現状と課題	7
1	人口・世帯の状況	7
2	結婚・就業の動向	13
3	保育所（園）・幼稚園・学校の状況	15
4	子育て支援サービスの状況	18
5	「輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン／次世代育成支援行動計画～後期計画～」の実施状況	21
6	アンケート調査結果の概要	23
7	松前町の現状からみた課題	35
第3章	計画の基本的な考え方	36
1	基本理念	36
2	基本目標	37
3	施策の体系	38
第4章	基本施策と取り組み	40
	基本目標1：子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います	40
1	幼児期の教育・保育の質的・量的な充実	40
2	子どもの居場所づくり	41
3	支援が必要な子どもに対する施策の充実	43
	基本目標2：子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します	44
1	多様な子育て支援サービスの充実	44
2	親子のふれあいの場づくり	46
3	情報提供・相談体制の充実	46
4	母子保健の充実	47
5	経済的支援の実施	50
	基本目標3：地域全体で子どもや子育て家庭をあたたく応援する社会を醸成します	51
1	ひとり親家庭等の自立支援	51
2	児童虐待防止対策の充実	52
3	仕事と家庭の両立支援の推進	53
第5章	事業計画	56
1	量（利用）の見込みの算出について	56
2	教育・保育提供区域の設定	59
3	幼児期の学校教育・保育の量（利用）の見込みと確保の内容・方策	60
4	地域子ども・子育て支援事業の量（利用）の見込みと確保の内容・方策	64
第6章	計画の推進	75
1	計画の推進体制	75
2	計画の進行管理	75
第7章	資料編	76
1	松前町子ども・子育て会議条例	76
2	松前町子ども・子育て会議委員名簿	78

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等の変化をもたらしています。本町においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が始まりました。

子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会を目指すことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

新制度は平成27年度から開始されることから、新しいシステムを円滑に推進できるよう、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が平成24年に制定されています。

本町においては、平成17年3月に「輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン／次世代育成支援行動計画～前期計画～（平成17年度から21年度）」を、また、平成22年3月には前期計画を見直し、後期計画（平成22年度から26年度）を策定し、「子どもがいきいきと育つ社会づくり」「すべての子育て家庭を支えるまちづくり」「地域社会全体で子育て・子育てを支えるまちづくり」を基本理念として、家庭と地域、企業や行政が一体となった取り組みを進めてきました。

今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、結婚や出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進することが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育、地域の子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする「松前町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に給付・事業を実施するものです。

【子ども子育て関連3法】

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 認定こども園法 の一部改正法
- ・ 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法



2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法・第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき策定します。

また、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、住民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の対象

本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法及び基本指針が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。

(3) 次世代育成支援行動計画及び関連計画との関係

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した地域行動計画（輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン）に記載して実施している施策の評価を行い、子ども・子育て支援事業計画と関連のある事業について現状と課題を整理し、本町の幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析とニーズ調査を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画に反映しています。

また、松前町総合計画を上位計画とし、関連する個別計画と整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間で第1期として推進します。

なお、計画は5年を1期とされていることから、平成 31 年度中に第1期計画の見直しを行い、平成 32 年度を始期とする第2期計画を策定します。

また、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じて計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

【計画の期間】

子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	
	第1期計画推進期間										
					見直し 年度	第2期計画推進期間					

4 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童の保護者を対象に、平成 25 年 12 月に「松前町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 松前町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたり、関係者及び住民の意見を広く聴取するため、学校教育・保育関係者、関係団体、有識者などからなる「松前町子ども・子育て会議」を設置し、事業計画における量の見込みや計画素案等について協議しました。

(3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の意見を聴取するため、平成 27 年 2 月 27 日～3 月 12 日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。



(参考) 新制度の概要

新制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。

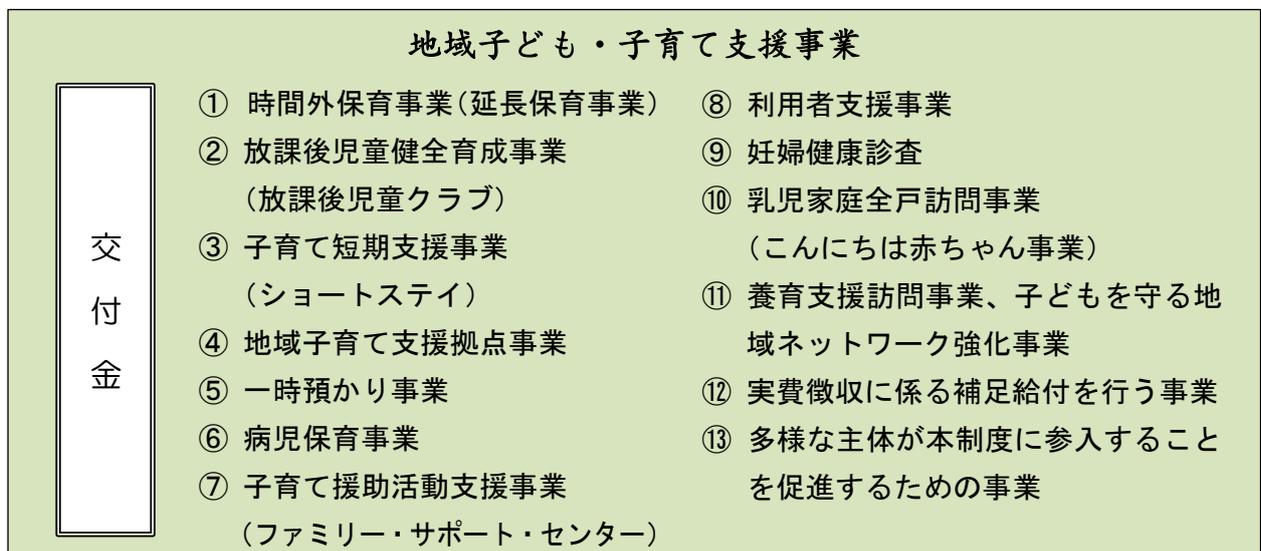
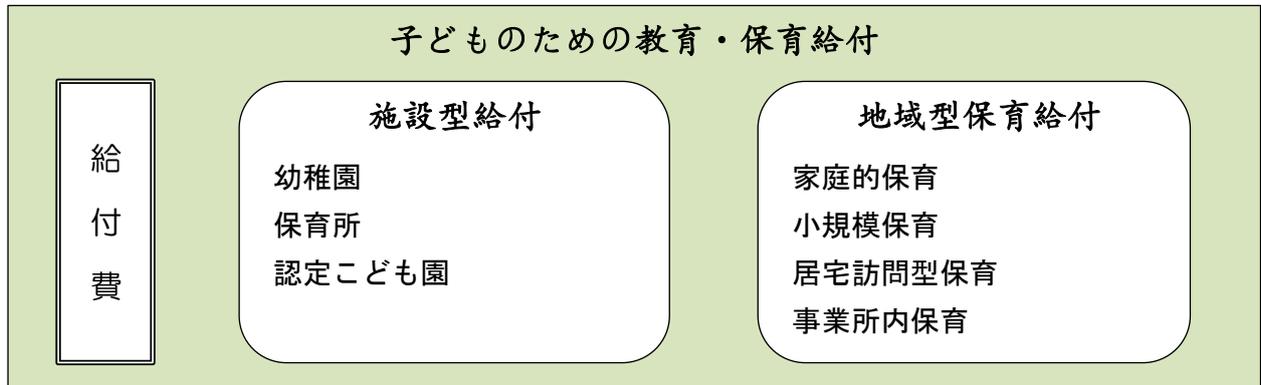
子どものための教育・保育給付

- 就学前の教育と保育について、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。
- 給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理給付）となります。

地域子ども・子育て支援給付

- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。
- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、この13事業は交付金の対象となります。

【新制度における事業の全体像】



(参考) 子どものための教育・保育給付 (施設型給付)

幼稚園 (3~5歳)

小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設

利用できる保護者	制限なし
利用時間	昼過ぎ頃までの教育時間 (4時間程度) のほか、教育時間の前後や園の休業中の教育活動 (預かり保育) などを実施

保育所 (0~5歳)

就労や病気、介護などで子どもの保育が必要な保護者に代わって保育を行う施設

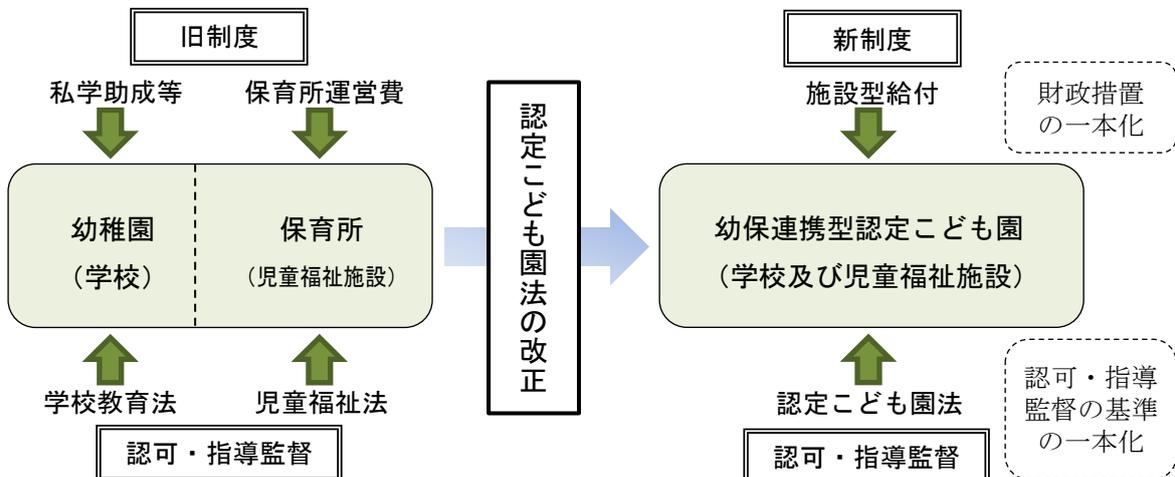
利用できる保護者	共働きなどのため子どもの保育が必要な保護者
利用時間	原則8時間 (就労等の状況により最長11時間) の保育のほか、延長保育を実施

認定こども園 (0~5歳)

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設
地域の子育て家庭を対象に、子育て支援も行う。

- *保護者の就労状況に関わりなく、皆一緒に教育・保育を受けます
- *保護者の就労状況が変わっても、同じ施設を利用できます

0~2歳	利用できる保護者	共働きなどのため保育が必要な保護者
	利用時間	原則8時間 (就労等の状況により最長11時間) の保育のほか、延長保育を実施
3~5歳	利用できる保護者	制限なし
	利用時間	昼過ぎ頃までの教育時間 (4時間程度) のほか、保育が必要な幼児に対しては原則8時間 (就労等の状況により最長11時間) の保育のほか、延長保育を実施





(参考) 子どものための教育・保育給付（地域型保育給付）

家庭的保育

家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に行う保育

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、施設その他の場所
対象	0～2歳
認可定員	1～5人

小規模保育

家庭的保育に近い雰囲気の中、少人数（6～19人）を対象に行う保育

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育者の居宅、施設その他の場所
対象	0～2歳
認可定員	6～19人

居宅訪問型保育

障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で行う保育

事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所	保育を必要とする子どもの居宅
対象	0～2歳

事業所内保育

事業所が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもとを一緒に保育を行う

事業主体	事業主等
保育実施場所	事業所が設置する保育施設
対象	0～5歳

第2章

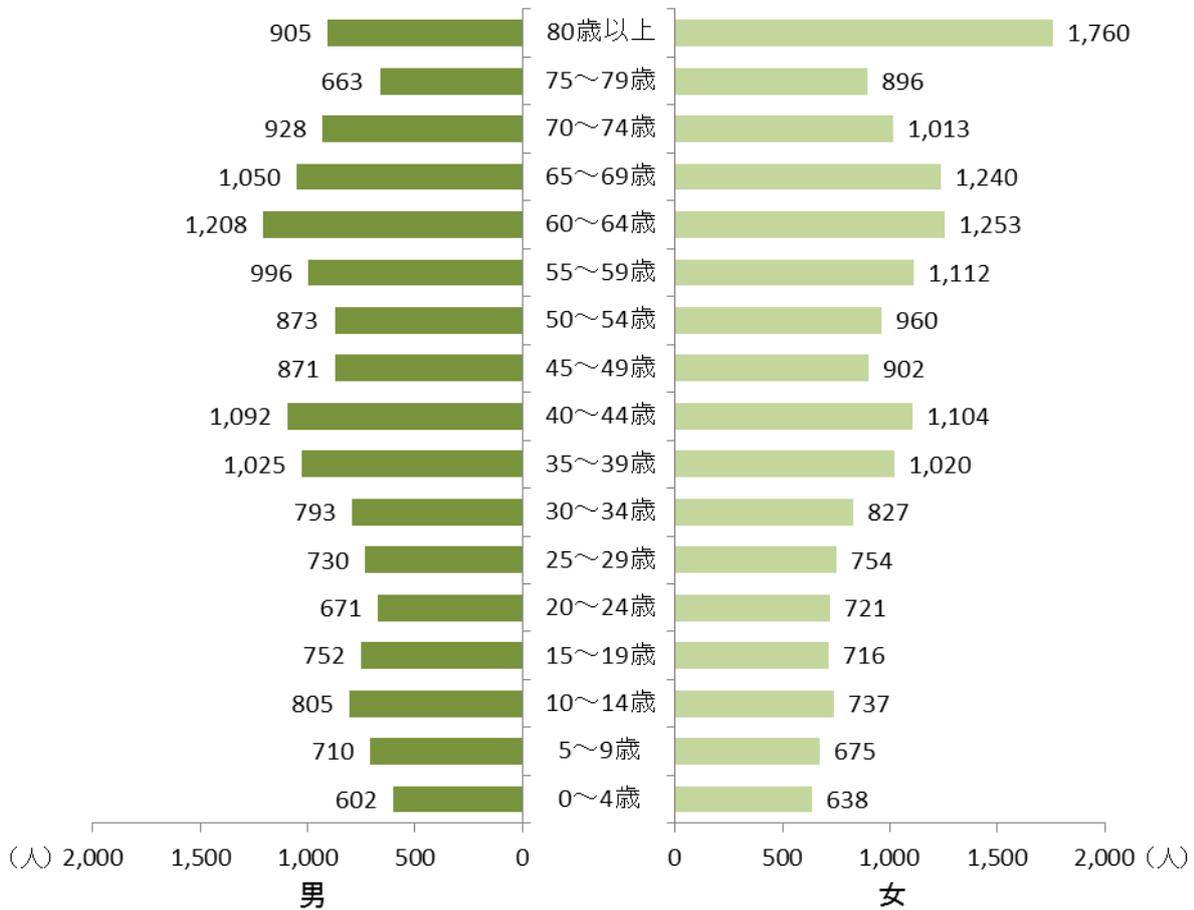
松前町の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本町の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男性は35～69歳の層が多く、女性は60歳以上の高齢層が多くなっています。また、男女とも34歳以下の結婚適齢期や、これから結婚し子どもを産み育てる若年層の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド（平成26年3月末現在）】



出典：住民基本台帳

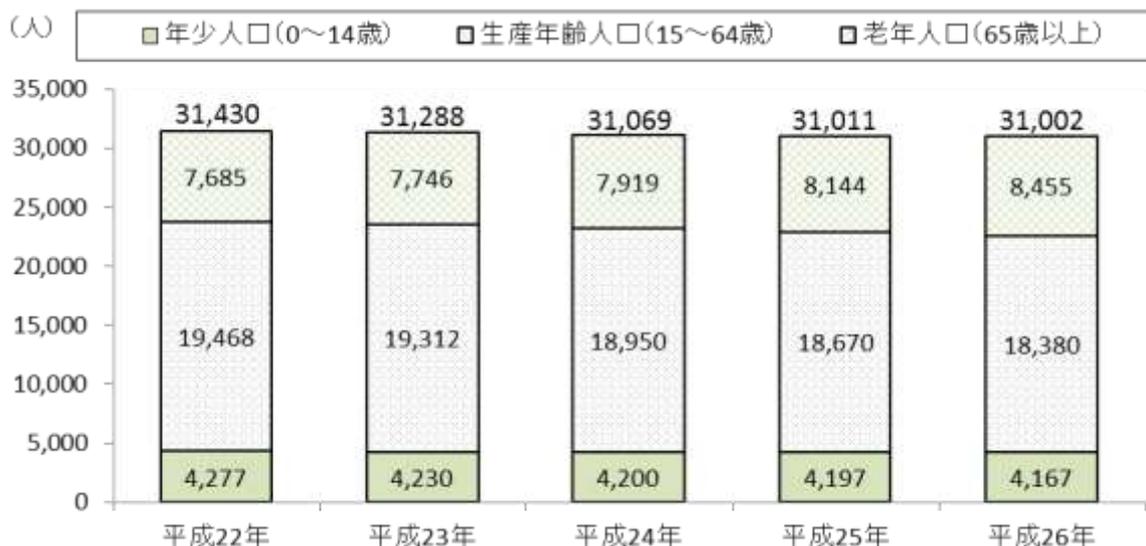


(2) 人口の推移

直近5か年の人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少、老年人口（65歳以上）が増加しており、総人口は微減を続けています。

年齢3区分人口割合は、平成26年で年少人口13.4%、生産年齢人口59.3%、老年人口27.3%で、経年比較では年少人口の割合は横ばい傾向、生産年齢人口の割合は減少傾向、老年人口の割合は増加傾向となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



出典：住民基本台帳（3月末現在）

【年齢3区分人口割合の推移】



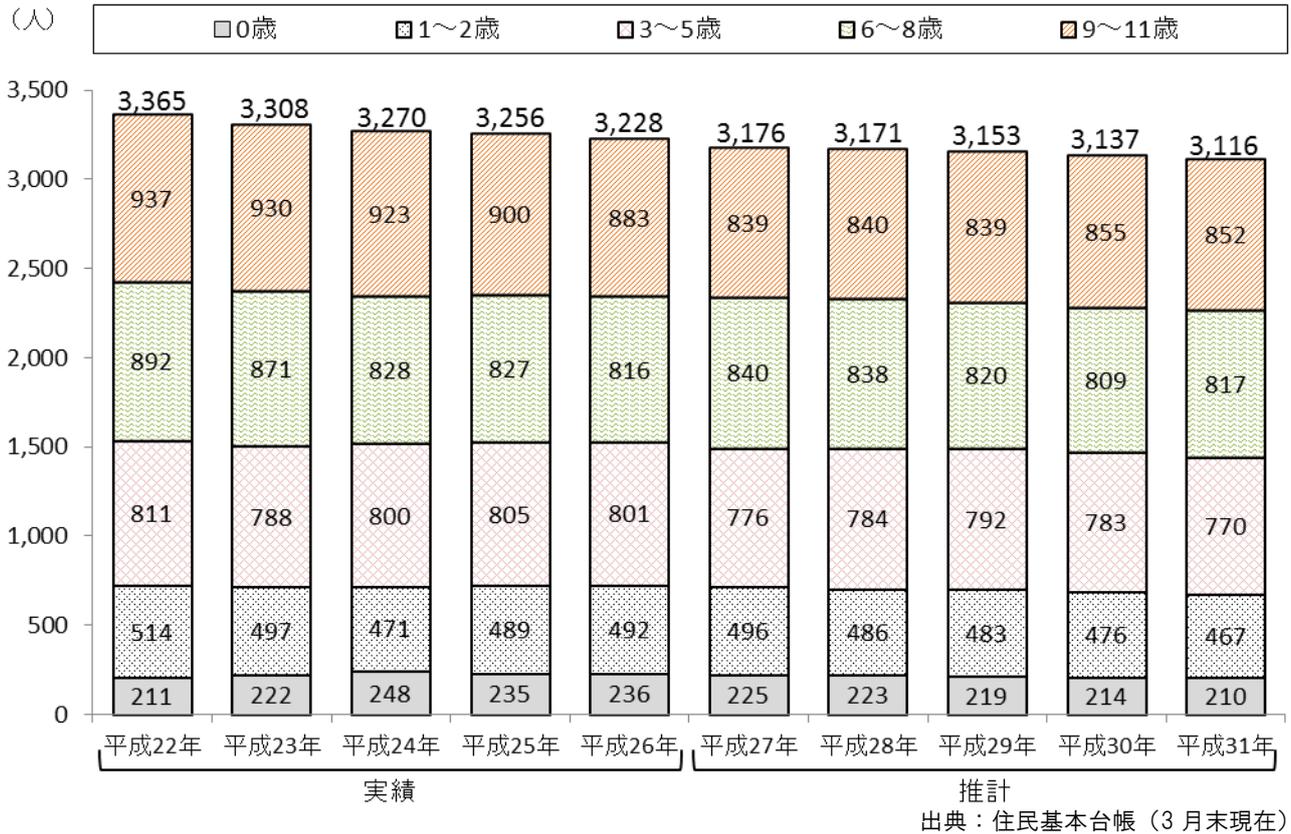
出典：住民基本台帳（3月末現在）

(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子どもの人口は減少しており、平成26年で3,228人となっています。年齢区分別では、0歳、1～2歳、3～5歳は増減を繰り返しながら概ね横ばい傾向、6～8歳、9～11歳は減少傾向となっています。

推計人口は、計画の最終年度である平成31年で0歳210人、1～2歳467人、3～5歳770人、6～8歳817人、9～11歳852人で、小学生までの子どもの人口は3,116人と推計しています。

【子どもの人口の推移と推計】



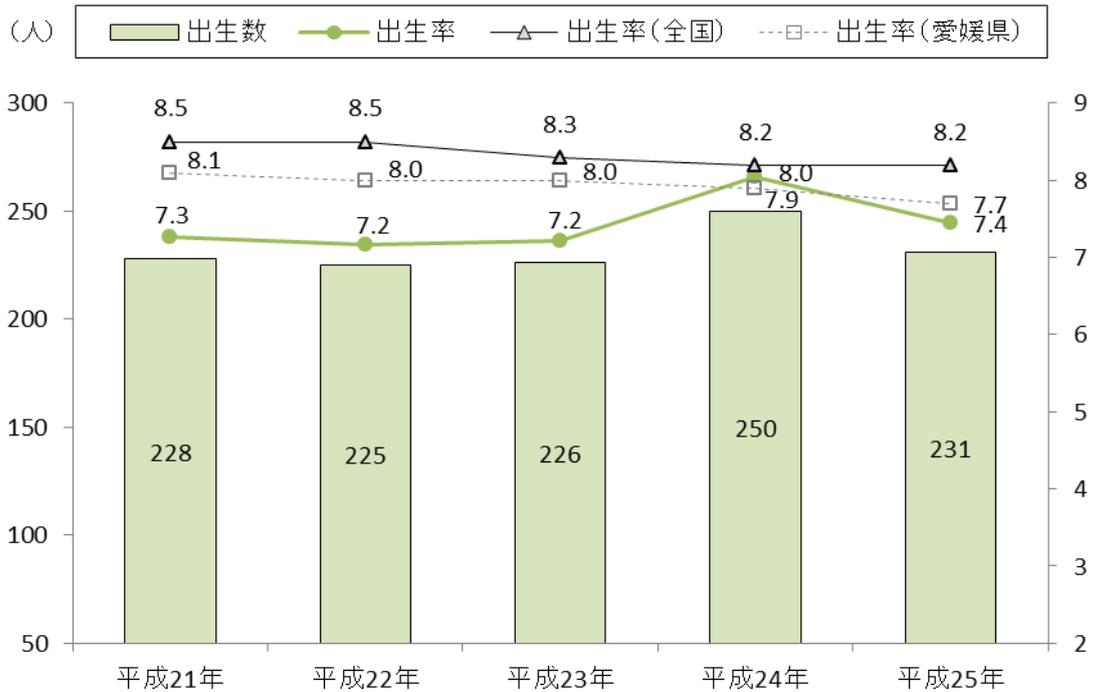


(4) 出生の動向

本町の出生数は平成24年は250人と増加しましたが、平成25年は231人と減少に転じています。出生率（人口千対）※1は平成24年は全国、愛媛県と近い値でしたが、平成25年は7.4と、全国、愛媛県を下回る値となっています。

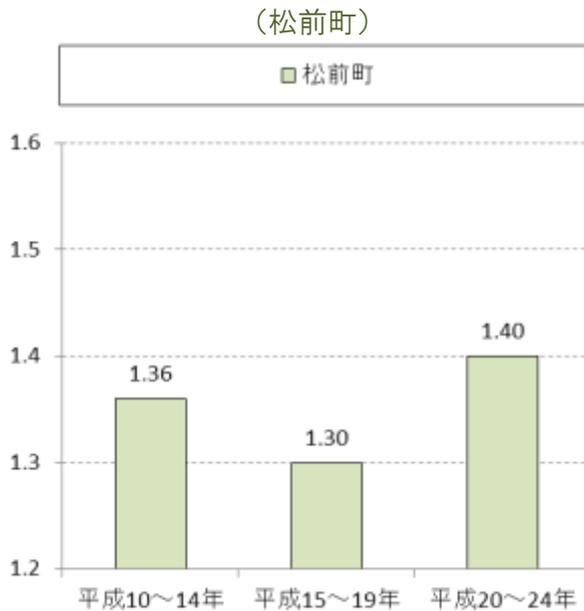
合計特殊出生率※2については、本町は愛媛県を下回り、全国と近い値となっています。

【出生数・出生率（人口千対）の推移】



出典：人口動態統計、住民基本台帳

【合計特殊出生率の推移】



出典：愛媛県



出典：人口動態統計

※1 出生率（人口千対）…人口1,000人あたりの出生数

※2 合計特殊出生率…1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は2.08とされています。

(5) 人口動態の推移

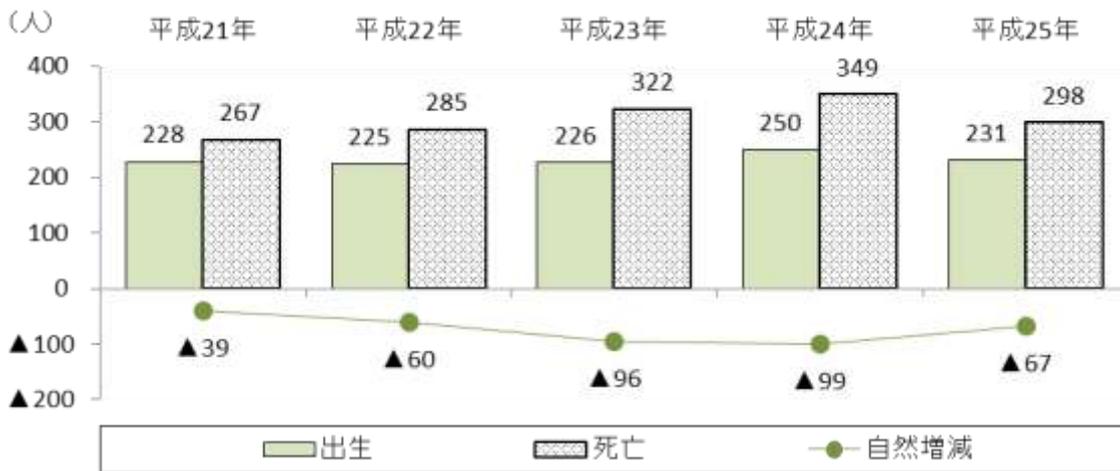
出生から死亡を差し引いた自然増減については直近5か年はすべてマイナス、転入から転出を差し引いた社会増減については平成22年以降はマイナスとなっており、人口増減のマイナスは100~200人程度となっています。

【人口動態の推移】(単位：人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成21年	▲1	228	267	▲39	1,379	1,341	38
平成22年	▲80	225	285	▲60	1,244	1,264	▲20
平成23年	▲199	226	322	▲96	1,166	1,269	▲103
平成24年	▲112	250	349	▲99	1,203	1,216	▲13
平成25年	▲87	231	298	▲67	1,228	1,248	▲20

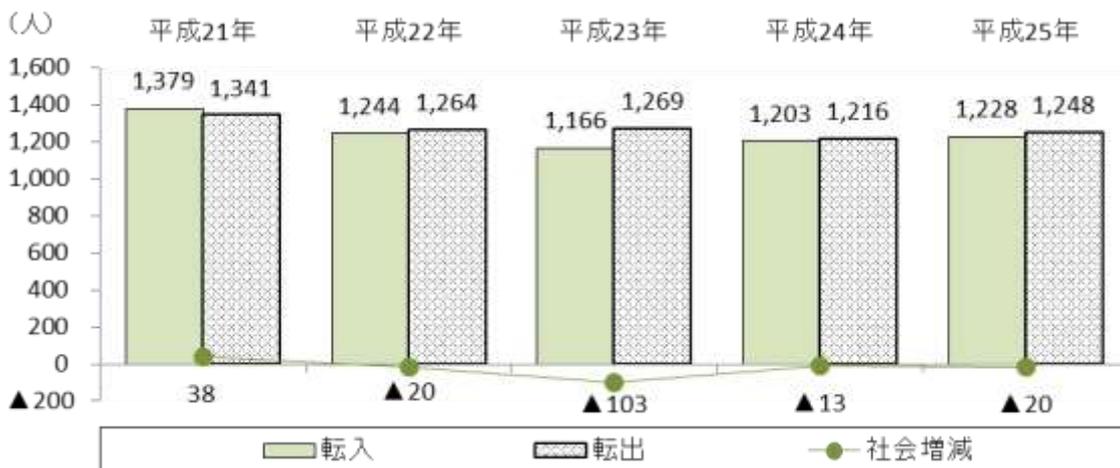
出典：住民基本台帳

【自然動態の推移】



出典：住民基本台帳

【社会動態の推移】



出典：住民基本台帳

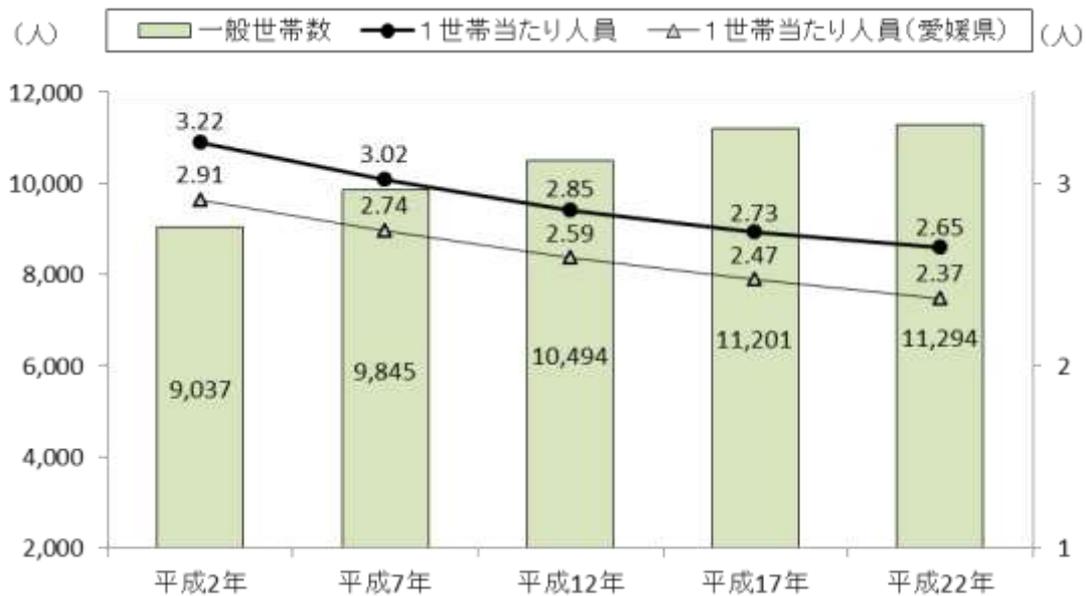


(6) 世帯の動向

人口の微減に対して、一般世帯数は増加しており、平成22年で11,294世帯となっています。1世帯当たり人員は、単身世帯の増加、核家族化の進展などにより年々少なくなっており、平成22年で2.65人となっています。

世帯構成については、本町は「単身世帯」の割合が愛媛県、全国に比べて低く、「夫婦と子ども」の核家族世帯の割合が高くなっています。また、ひとり親世帯については、母子世帯は愛媛県より割合が低く、父子世帯は愛媛県を若干上回る割合となっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



出典：国勢調査

【世帯構成（平成22年）】（単位：世帯）

	一般世帯数	単身世帯数	親族のみの世帯					核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯						
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
松前町	11,294 100%	2,403 21.3%	2,660 23.6%	3,733 33.1%	185 1.6%	967 8.6%	1,289 11.4%	52 0.5%	
愛媛県	100%	31.0%	22.9%	26.1%	1.3%	8.3%	9.8%	0.6%	
全国	100%	31.4%	20.1%	28.3%	1.3%	7.6%	10.4%	0.9%	

出典：国勢調査

【ひとり親世帯（平成22年）】（単位：世帯）

	一般世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		松前町	11,294	134	1.2%
愛媛県	589,676	10,643	1.8%	1,240	0.2%

出典：国勢調査

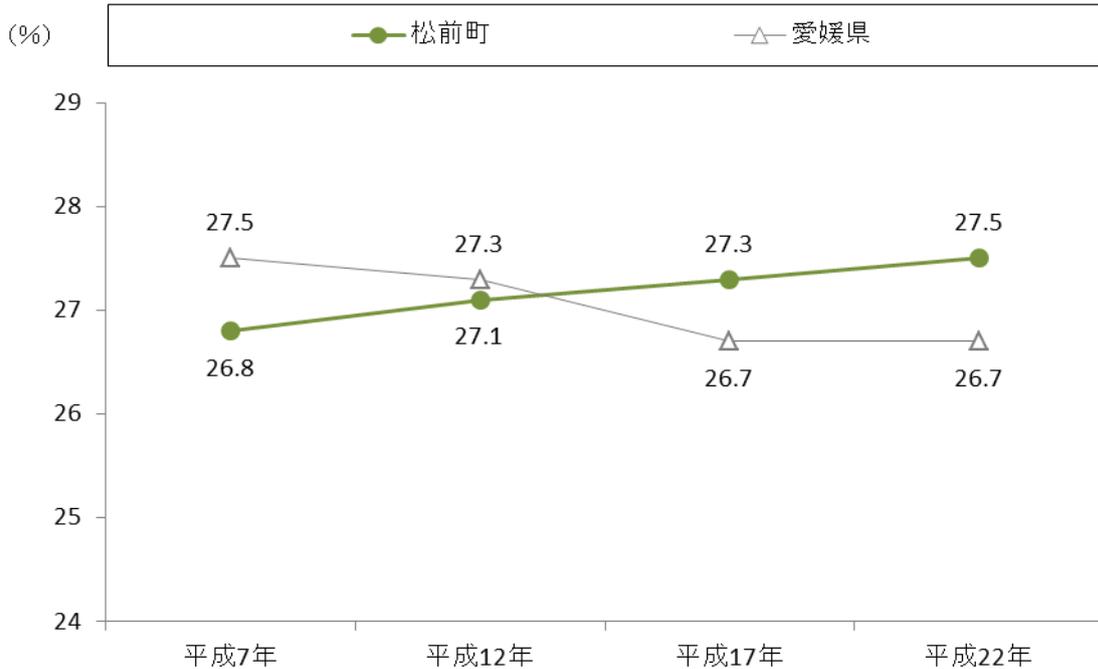
2 結婚・就業の動向

(1) 未婚率の動向

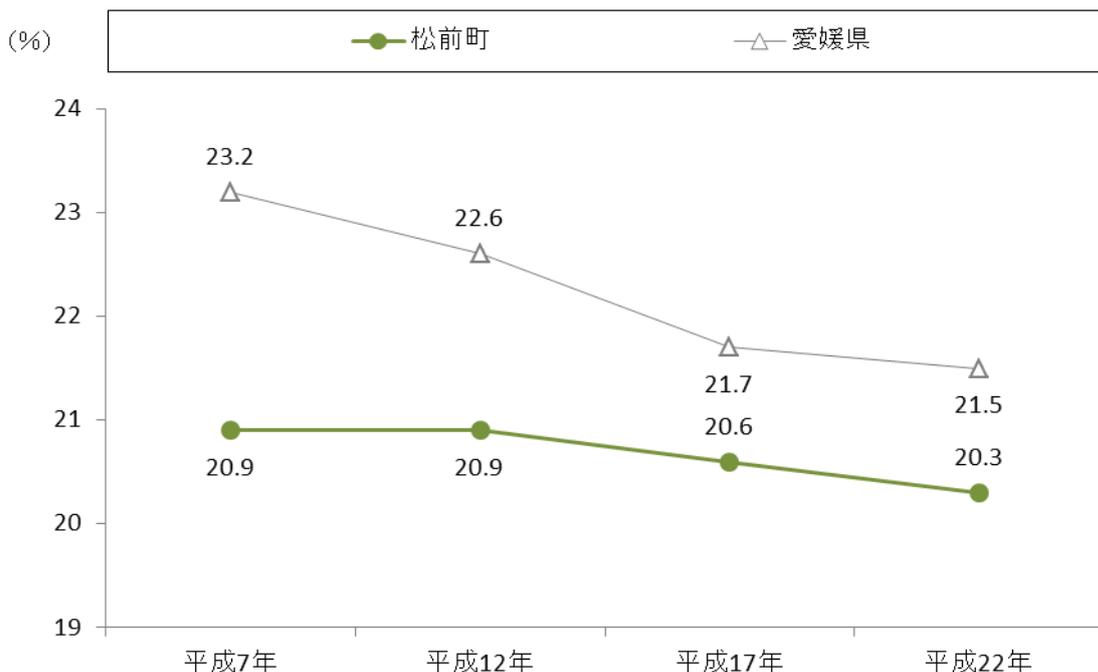
15～49歳の未婚率は、愛媛県では男女とも減少傾向にあるのに対し、本町では男性の未婚率が増加しており、平成22年では27.5%と愛媛県を上回っています。一方、女性については減少傾向にあり、愛媛県を下回っています。

【未婚率（15～49歳）の推移】

(男性)



(女性)



出典：国勢調査

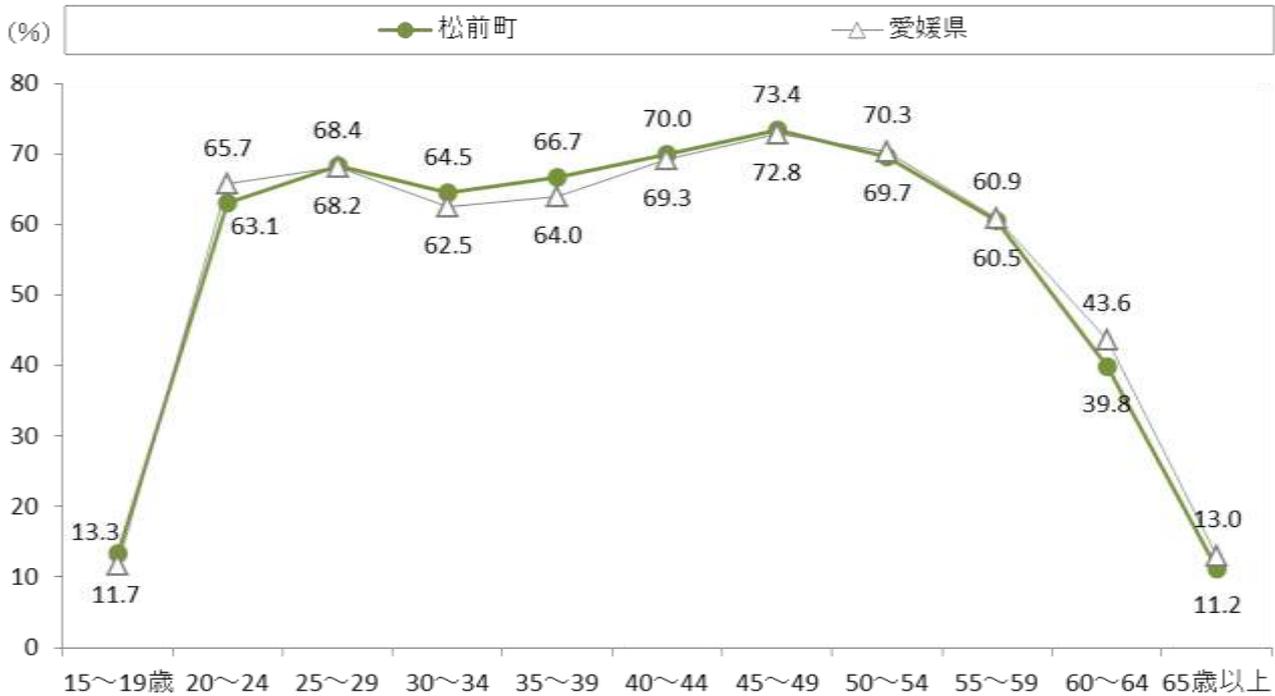


(2) 女性の就業率

女性の年齢別就業率は、愛媛県と近い値で推移していますが、30歳代の就業率が愛媛県より若干高く、子育て期に働く女性が多いことがうかがえます。

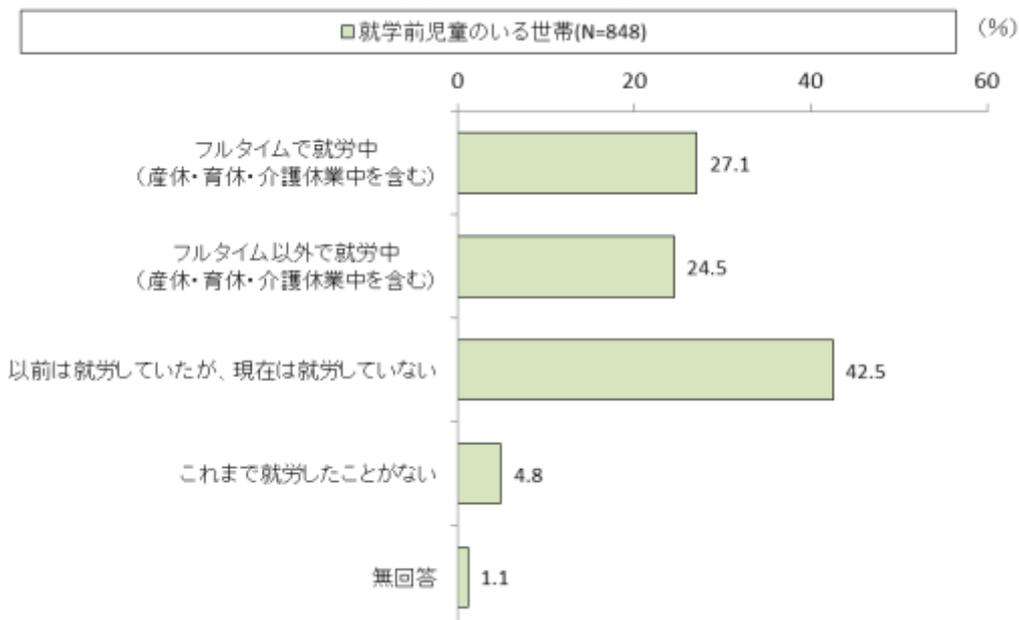
また、アンケート調査によると、就学前児童のいる世帯で「フルタイムで就労中」の母親は27.1%、「フルタイム以外で就労中」は24.5%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は42.5%となっています。

【年齢別女性就業率（平成22年）】



出典：国勢調査

【母親の就労状況】



出典：松前町子ども・子育て支援に関するアンケート調査

3 保育所（園）・幼稚園・学校の状況

(1) 保育所（園）の状況

本町には保育所（園）が8か所あり、公立保育所が6か所、私立保育園が2か所となっています。受け入れ年齢は6か月からが5か所、1歳からが3か所となっています。また、延長保育は松前保育所、エンゼル保育園の2か所、一時預かりはエンゼル保育園の1か所で実施されています。

直近5か年の入所児童数は450人前後で推移しています。

【保育所（園）の概要】（単位：人）

区分	名称	所在地	定員	入所児童数	受け入れ年齢	延長保育	一時預かり
公立	松前保育所	筒井1326-2	120	96	6か月	○	
	宗意原保育所	筒井1188-2	60	13	1歳		
	黒田保育所	北黒田711-1	60	64	6か月		
	小富士保育所	大溝118-4	60	62	6か月		
	二名保育所	出作249-1	90	57	1歳		
	白鶴保育所	上高柳266-1	60	28	1歳		
私立	岡田保育園	西高柳147-1	45	53	6か月		
	エンゼル保育園	西古泉561-1	70	79	6か月	○	○
合計			565	452			

出典：福祉課（平成26年4月1日現在）

【保育所（園）入所児童数の推移】（単位：か所、人）

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
施設数		8	8	9	8	8
入所児童数	0歳	13	5	7	18	13
	1～2歳	137	155	127	148	153
	3歳以上	299	291	285	300	286
	計	449	451	419	466	452

出典：保育所への入所円滑化対策報告書（4月1日現在）



(2) 幼稚園の状況

本町の幼稚園は4か所あり、公立幼稚園が2か所、私立幼稚園が2か所となっています。直近5か年の入所児童数は、平成26年で増加し462人となっています。

【幼稚園の概要】(単位：人)

区分	名称	所在地	定員	入所児童数
公立	松前幼稚園	北黒田966-2	105	86
	古城幼稚園	筒井1387-1	105	100
私立	エンゼル幼稚園	西古泉561-1	220	195
	青葉幼稚園	徳丸332-2	280	81
合計			710	462

出典：学校基本調査（平成26年5月1日現在）

【幼稚園入所児童数の推移】(単位：か所、人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
施設数	4	4	4	4	4
入所児童数	440	446	444	444	462

出典：学校基本調査（5月1日現在）



(3) 小・中学校の状況

小学校児童数は毎年減少しており、平成26年で1,695人、中学校生徒数は若干増加しており、平成26年で883人となっています。

【小・中学校の概要】(単位：学級、人)

区分		名称	所在地	学級数	在校 児童・生徒数
公立	小学校	松前小学校	筒井 1175	29	760
		岡田小学校	西高柳 156	21	525
		北伊予小学校	神崎 226	16	410
合計				66	1,695
公立	中学校	松前中学校	浜 963	16	387
		岡田中学校	昌農内 443-1	10	309
		北伊予中学校	神崎 415-1	6	187
合計				32	883

出典：学校基本調査（平成26年5月1日現在）

【小・中学校の推移】(単位：学級、人)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
小学校 (3校)	学級数	65	67	64	65	66
	特別支援学級	7	9	8	8	9
	児童数	1,826	1,801	1,749	1,728	1,695
中学校 (3校)	学級数	29	30	30	32	32
	特別支援学級	3	4	5	6	5
	生徒数	865	857	868	876	883

出典：学校基本調査（5月1日現在）





4 子育て支援サービスの状況

(1) 認可外保育施設

町内には2か所の認可外保育施設があり、保育所 comodo まさき園では一時預かり、都市型保育園ポポラー愛媛エミフルMASAKI園では夜間保育、休日保育、一時預かりを実施していません。

【認可外保育施設の概要】(単位：人)

名称	所在地	定員	入所児童数	受け入れ年齢	夜間保育	休日保育	一時預かり
保育所 comodo まさき園	筒井316	35	19	6か月			○
都市型保育園ポポラー愛媛エミフルMASAKI園	筒井850 エミフルMASAKI1階	39	24	2か月	○	○	○

出典：福祉課（平成26年4月1日現在）

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働き家庭など、留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室等を利用し、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

本町では学校区に1か所設置していますが、定員を超えているクラブもあり、定員増を検討する必要があるものの、場所や指導員の確保が課題となっています。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の概要】(単位：人)

名称	所在地	定員	受入児童数
松前小学校放課後児童クラブ	松前小学校 筒井1175	60	65
北伊予小学校放課後児童クラブ	北伊予小学校 神崎226	60	58
岡田小学校放課後児童クラブ	公有地専用施設 西高柳117-1	60	56

出典：福祉課（平成26年4月1日現在）



第2章 松前町の子育てを取り巻く現状と課題

(3) 放課後子ども教室

放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加して、子どもたちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施する事業です。

【放課後子ども教室の概要】（単位：人）

名称	所在地	定員	受入児童数	実施時期	活動内容
松前小学校 放課後子ども教室	松前小学校 松前町西公民館	30	30	金曜 ※長期休業中は除く	・自主学習（宿題） ・軽スポーツ・自由遊び ・紙芝居・読み聞かせ ・折り紙・紙飛行機
北伊予小学校 放課後子ども教室	北伊予小学校	30	28	金曜 ※長期休業中は除く	・自主学習（宿題） ・軽スポーツ・自由遊び ・紙芝居・読み聞かせ ・折り紙・紙飛行機
岡田小学校 放課後子ども教室	岡田小学校 松前町北公民館	30	34	木曜 ※長期休業中は除く	・自主学習（宿題） ・軽スポーツ・自由遊び ・紙芝居、日本文化 ・工作・クラフト

出典：社会教育課（平成26年4月1日現在）

(4) 児童館

児童館では、幼児、児童の健全育成を目的に各種教室を開催しています。

【児童館の概要】

名称	所在地	利用時間	休館日
松前町児童館	昌農内456-1	8:30~17:00	月曜・祝日（こどもの日は開館）・年末年始

出典：福祉課（平成26年4月1日現在）

(5) 地域子育て支援センター

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業です。

育児相談や各種サークル活動の育成・支援、子育て情報の提供等を行っています。

【松前町地域子育て支援センターの概要】

名称	所在地	利用時間	休館日
松前町地域子育て支援センター	筒井710-1 (松前町総合福祉センター2階)	9:00~17:00	日曜・祝日・土曜午後・ 年末年始

出典：福祉課（平成26年4月1日現在）



(6) 病児・病後児保育

保護者が就労している場合等において、子どもが病気のため集団保育等が困難な際に病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師、保育士等が一時的に保育する事業です。

広域（松前町・伊予市・砥部町）で実施しており、松前町内の小児科医院に事業を委託しています。

【病児・病後児保育の概要】

名称	所在地	定員	保育時間
むかいだ小児科 キッズハウス	恵久美792-1	6人/日	【月～金】8:30～18:00 【土】8:30～12:30 (当日、診察を受けてからの利用は9:00～)

出典：福祉課（平成26年4月1日現在）

(7) ファミリー・サポート・センター

子どもの預かり等の「援助を受けたい人」「援助を行いたい人」が相互に会員となり、子育てについて助け合う事業です。

保育所・幼稚園児や放課後児童クラブの児童の送迎・預かりを中心に、子育ての先輩として相談相手になったり、育児援助をしたりなど幅広く活動しています。

【まさきファミリー・サポート・センターの概要】

活動日	利用額（円/1時間）
月～金 8:00～20:00	700
月～金 上記以外の時間帯	800
土日・祝日および年末年始 8:00～20:00	800
土日・祝日および年末年始 上記以外の時間帯	900
緊急援助活動	900

典：福祉課（平成26年4月1日現在）



5 「輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン/次世代育成支援行動計画～後期計画～」の実施状況

「輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン/次世代育成支援行動計画～後期計画～」における主要事業の数値目標と実施状況は次のとおりです。

事業名	平成 16 年度	平成 21 年度		平成 26 年度		
	実績	前期計画目標	実績	後期計画目標	実績 (平成 25 年度)	
通常保育事業	8 か所 定員 540 人 利用 571 人	8 か所 定員 540 人	8 か所 定員 540 人 利用 495 人	8 か所 定員 540 人	8 か所 定員 565 人 利用 494 人	
延長保育事業	1 か所 定員 17 人 利用 14 人	1 か所 定員 17 人	1 か所 定員 17 人 利用 16 人	1 か所 定員 17 人	2 か所 定員 35 人 利用 44 人	
病児・病後児保育事業（施設型）	1 か所 定員 4 人/日 利用 2.1/日	1 か所 定員 4 人/日	1 か所 定員 4 人/日 利用 2.5/日	1 か所 定員 4 人/日	1 か所 定員 6 人/日 利用 2.5/日	
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	3 か所 定員 154 人 （利用 154 人）	3 か所 定員 154 人	3 か所 定員 154 人 （利用 152 人）	5 か所 定員 180 人	3 か所 定員 180 人 （利用 181 人）	
放課後子ども教室	—	—	3 か所	3 か所	3 か所	
地域子育て支援拠点事業 （センター型）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
一時預かり事業	1 か所 定員 5 人/日 利用 1.5 人/日	1 か所 定員 5 人/日	1 か所 定員 6 人/日 利用 1.8 人/日	1 か所 定員 6 人/日	1 か所 定員 15 人/日 利用 2.1 人/日	
ファミリー・サポート・センター 事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
乳幼児健診（集団健診）の実施	受診率	90.4%	95.0%	88.2%	95.0%	6～7 か月健診 97.6% 1 歳 6 か月健診 93.9% 3 歳児健診 92.1% 健診平均 94.5%
地域における性に関する正しい知識の普及	開催回数	—	6 回	6 回	7 回	6 回
地域における食に関する学習機会の充実	開催回数	12 回	12 回	16 回	18 回	14 回
う歯のある者の割合	3 歳児 健診時			18.2%	減少	H22 23.3% H23 21.1% H24 16.0% H25 19.7%



事業名		平成 16 年度	平成 21 年度		平成 26 年度	
		実績	前期計画目標	実績	後期計画目標	実績 (平成 25 年度)
妊娠届出時の喫煙妊婦の割合				3.4%	0.0%	2.9%
こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの全数把握			0 か所	1 か所	1 か所
第 1 子家庭訪問	実施率			83.9%	100.0%	こんにちは赤ちゃん訪問にて 100%
けがなどの事故の割合 (健診までに転倒、転落、誤飲、やけど等の事故があった数)	1 歳 6 か月児時点			14.2%	減少	8.5%
	3 歳児時点			8.6%	減少	6.4%



6 アンケート調査結果の概要

計画策定に先立って実施した「松前町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」結果の概要を紹介します。

【調査の概要】

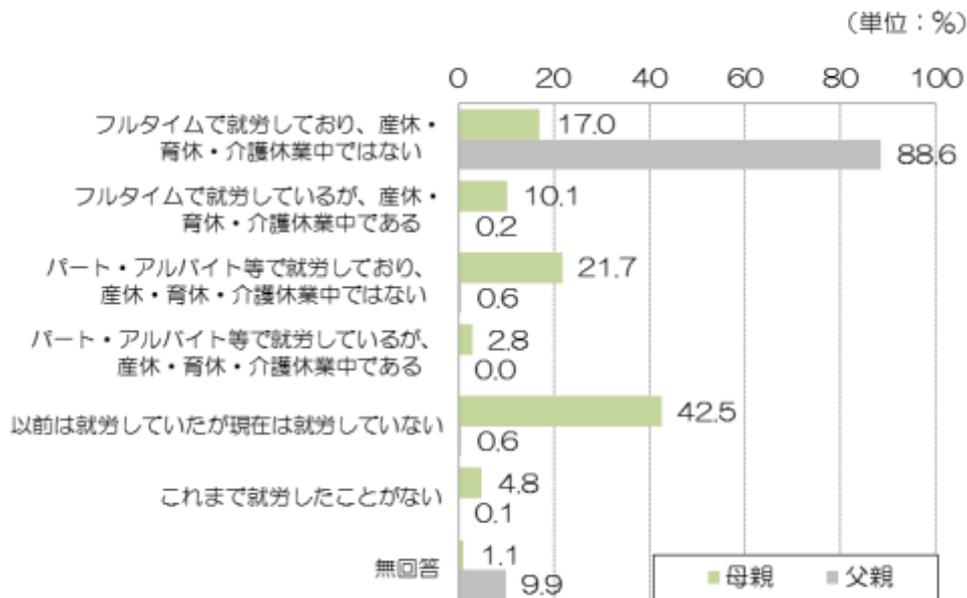
調査対象	就学前児童のいる世帯
標本数	1,705人
調査方法	郵送配布一郵送回収
有効回収数	848人
有効回収率	49.7%
調査時期	平成25年12月

(1) 保護者の就労状況・希望

① 就労状況

母親は「フルタイム（産休・育休等含む）」27.1%、「パート・アルバイト等（産休・育休等含む）」24.5%で現在就労している割合は51.6%、父親は「フルタイム（産休・育休等含む）」88.8%、「パート・アルバイト等（産休・育休等含む）」0.6%で現在就労している割合は89.4%となっています。

【就労状況[母親（N=848）、父親（N=848）]】



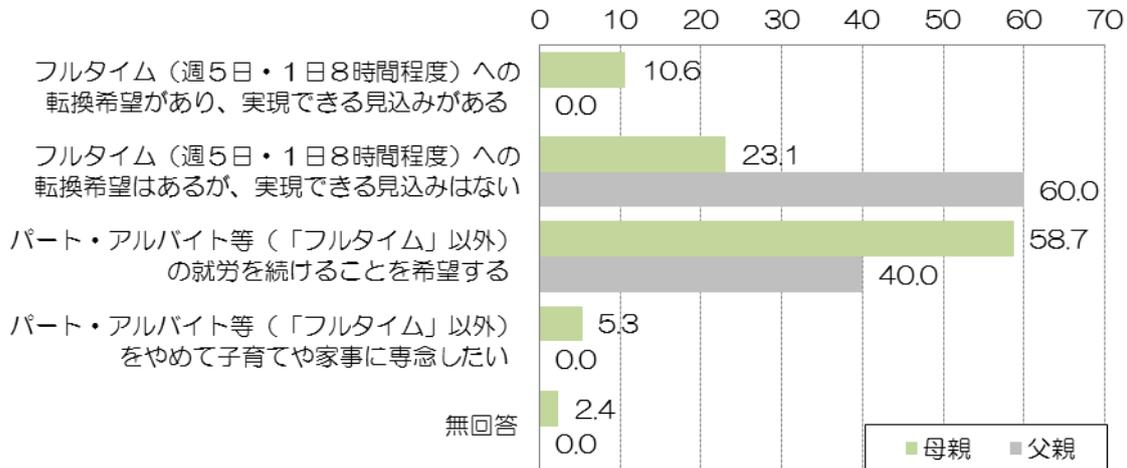
※「アンケート調査結果の概要」の中の「N」は回答者数を表します。



② フルタイム就労への転換希望（パート・アルバイト等就労者）

パート・アルバイト等就労者のフルタイム就労への転換希望は、母親が33.7%で、うち10.6%が「実現できる見込みがある」、23.1%が「実現できる見込みはない」となっています。

【フルタイム就労への転換希望（パート・アルバイト等就労者）〔母親（N=208）、父親（N=5）〕】
（単位：％）

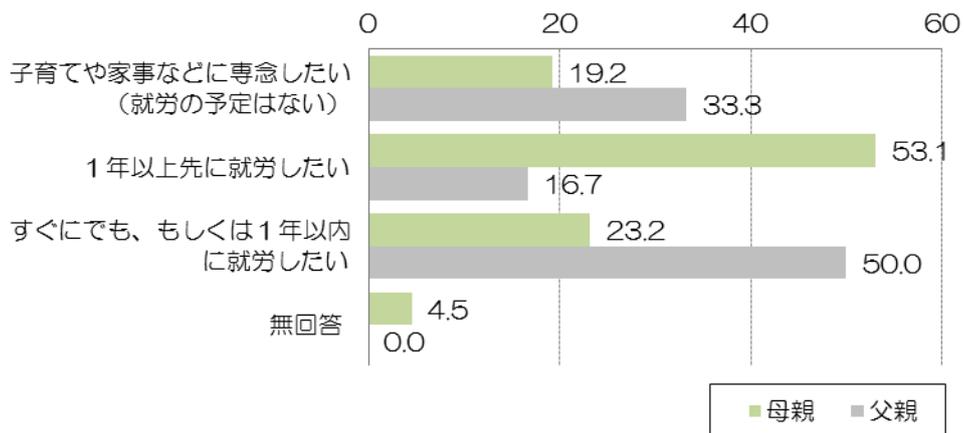


③ 就労希望（現在就労していない者）

現在就労していない者の就労希望は、母親では「1年以上先に就労したい」53.1%、「すぐにも、もしくは1年以内に就労したい」23.2%で、7割以上が将来的には就労することを希望しています。

【就労希望（現在就労していない者）〔母親（N=401）、父親（N=6）〕】

（単位：％）

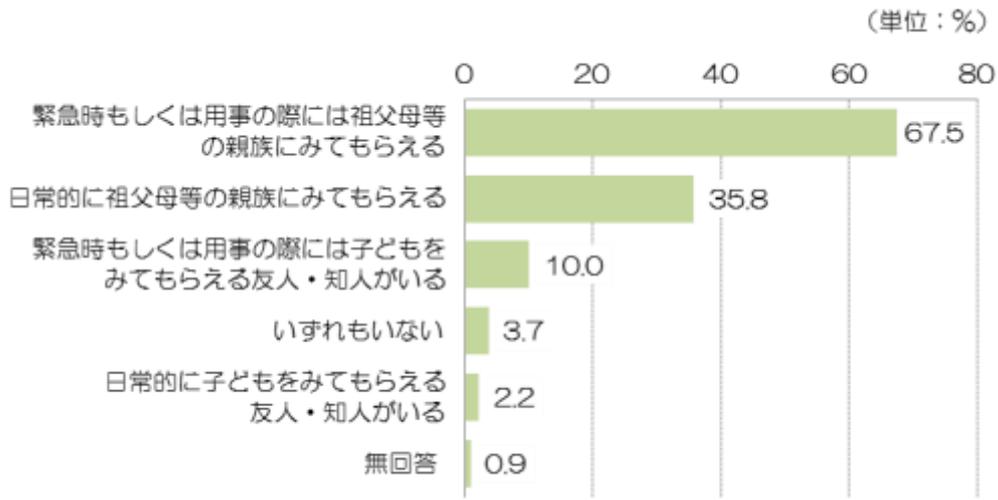


(2) 子育ての環境

① 日頃子どもをみてくれる人の有無

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」35.8%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」2.2%と、日常的に子どもをみてもらえる人がいる割合は38.0%となっています。また、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」67.5%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」10.0%と、緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる人がいる割合は77.5%となっています。

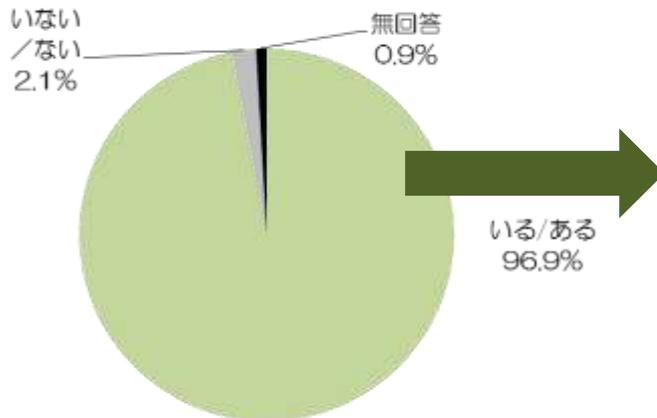
【日頃子どもをみてくれる人の有無 (N=848)】



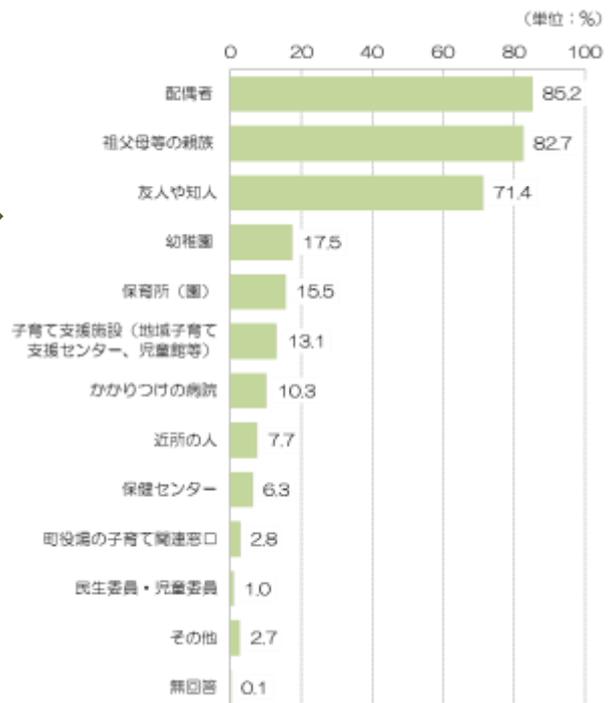
② 子育てについての相談

子育てについて相談できる人・場所が「いる/ある」割合は96.9%で、内訳は「配偶者」「祖父母等の親族」「友人や知人」が多くなっています。

【相談できる人の有無 (N=848)】



【相談先 (N=822)】

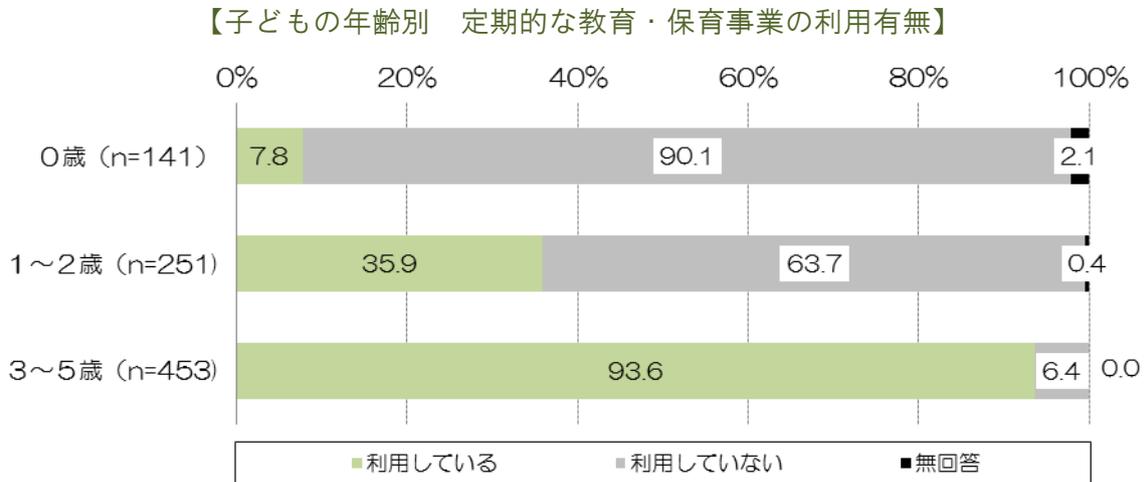




(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況

① 定期的な教育・保育事業の利用有無

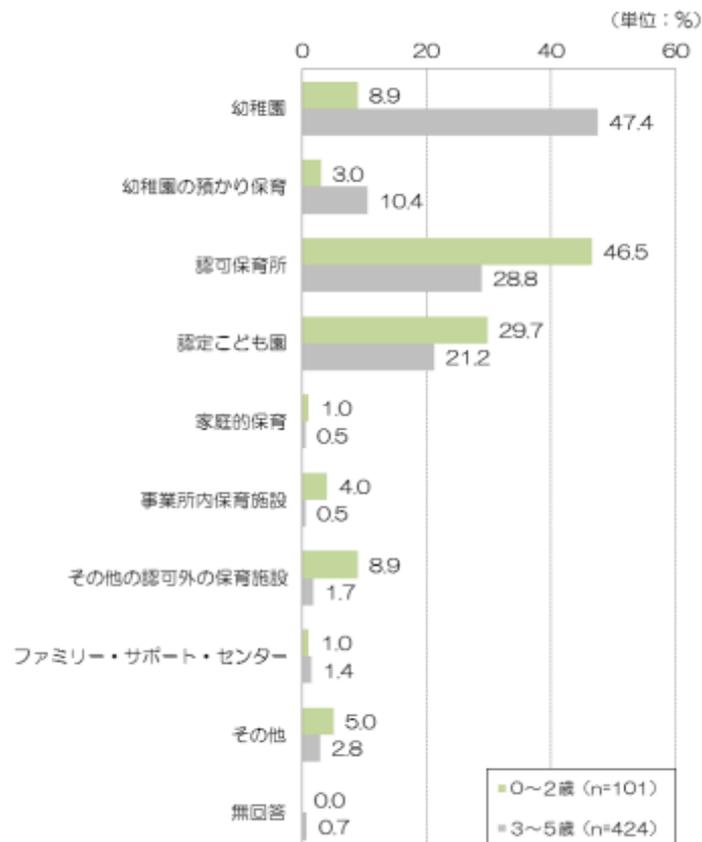
定期的な教育・保育事業を「利用している」割合は、0歳で7.8%、1～2歳で35.9%、3～5歳で93.6%となっています。



② 定期的にご利用している教育・保育事業

定期的にご利用している教育・保育事業は、0～2歳では「認可保育所」46.5%、「認定こども園」29.7%が多く、3～5歳では「幼稚園」47.4%、「認可保育所」28.8%、「認定こども園」21.2%が多くなっています。

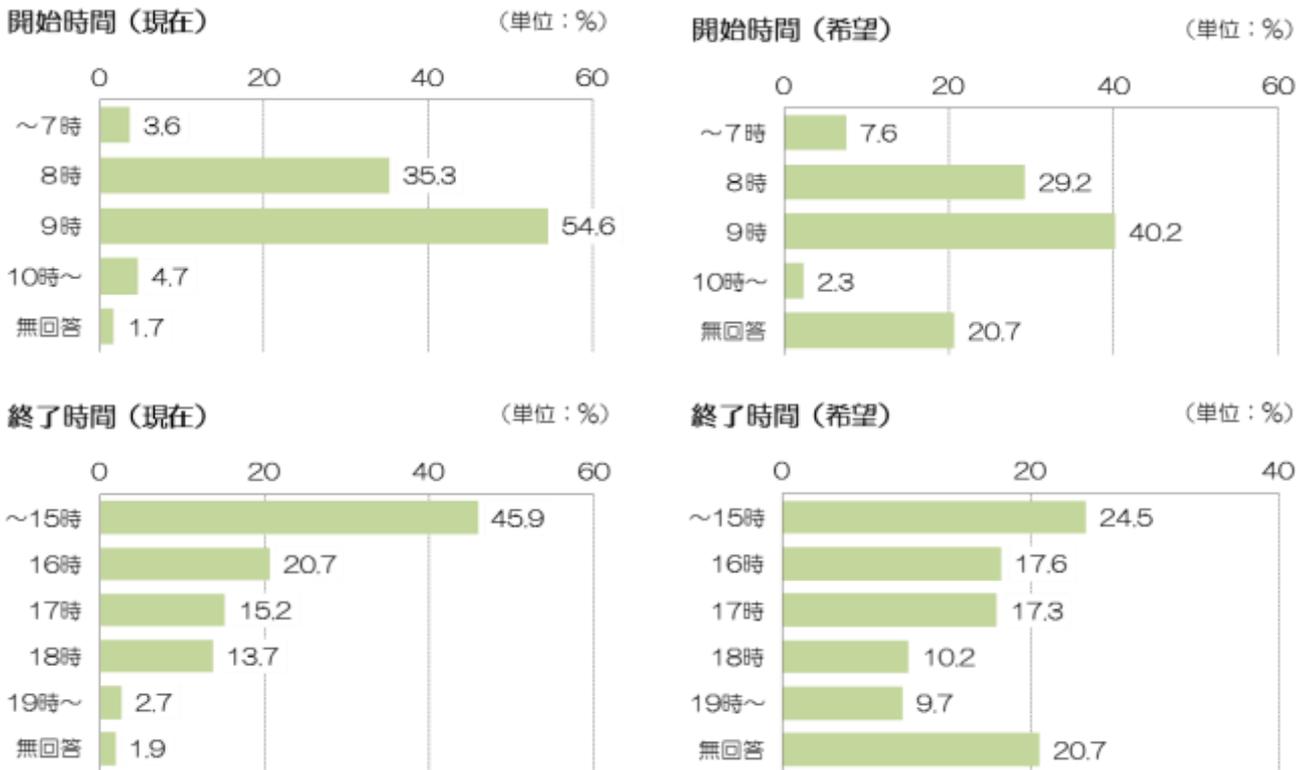
【子どもの年齢別 定期的にご利用している教育・保育事業】



③ 開始・終了時間（現在・希望）

定期的な教育・保育事業の開始時間は“現在”に比べて“希望”では「～7時」の値が増加、終了時間は“現在”に比べて“希望”では「19時～」の値が増加しています。

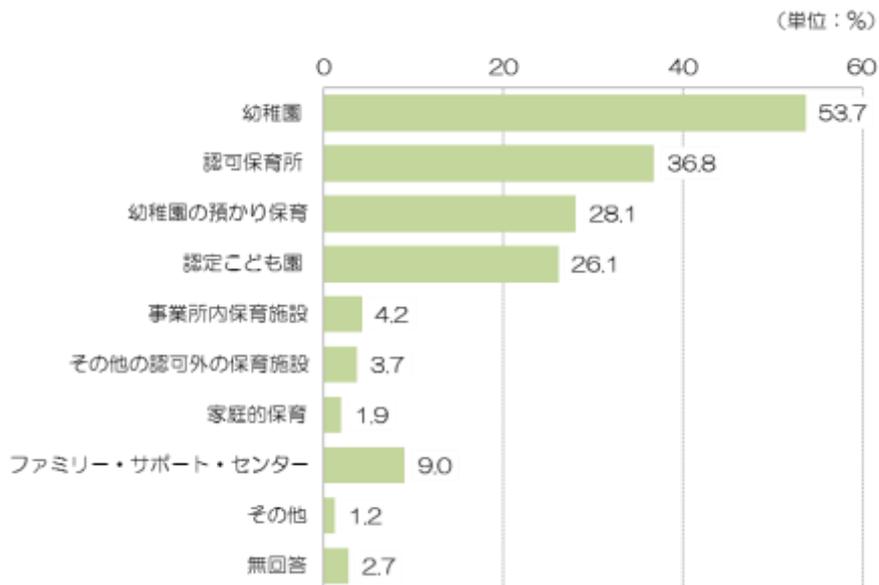
【開始・終了時間（現在・希望）（N=527）】



④ 定期的に利用したい教育・保育事業

今後、定期的にご利用したい教育・保育事業は、「幼稚園」53.7%、「認可保育所」36.8%、「幼稚園の預かり保育」28.1%、「認定こども園」26.1%となっています。

【定期的にご利用したい教育・保育事業（N=848）】

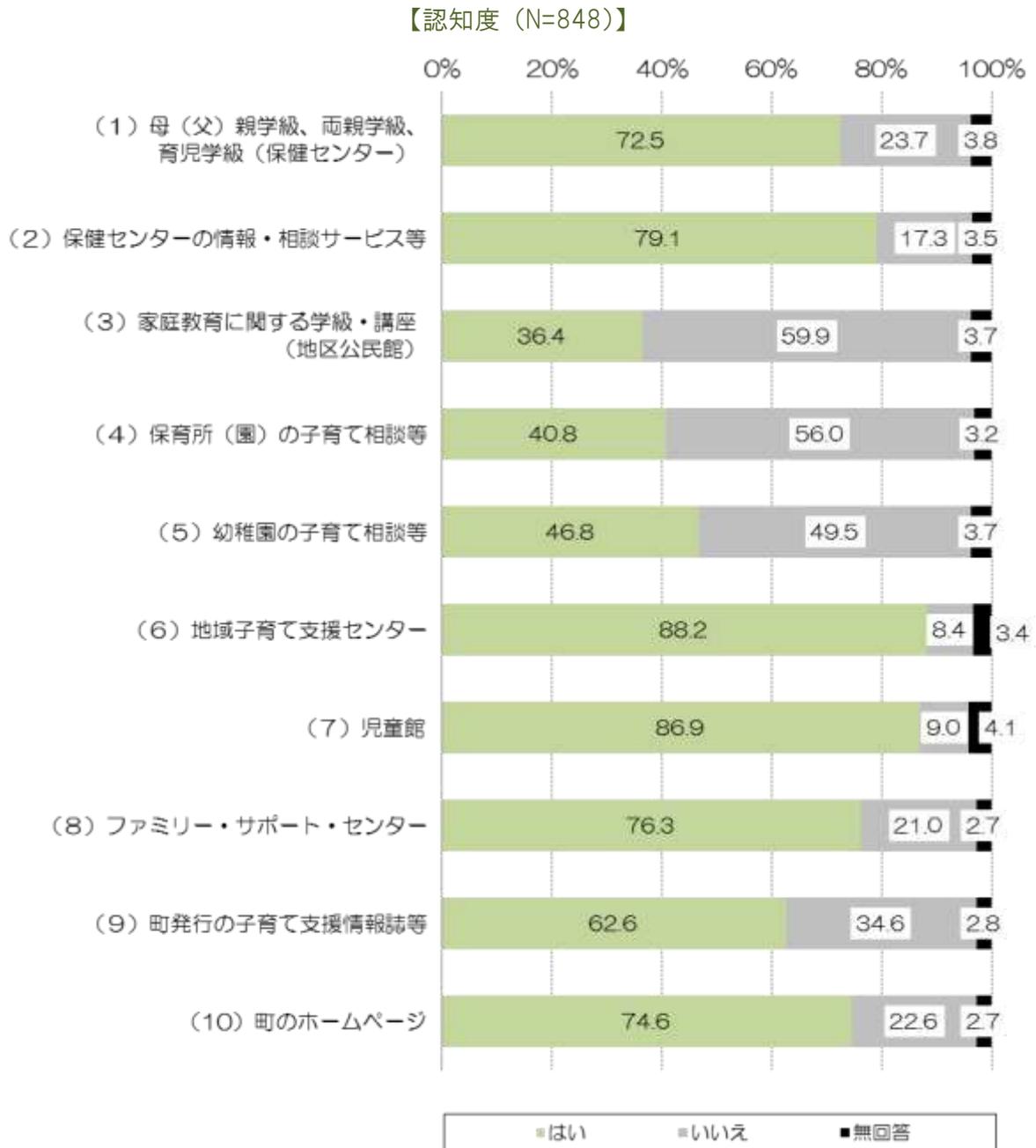




(4) 子育て支援サービスの認知度／利用経験／利用意向

① 認知度

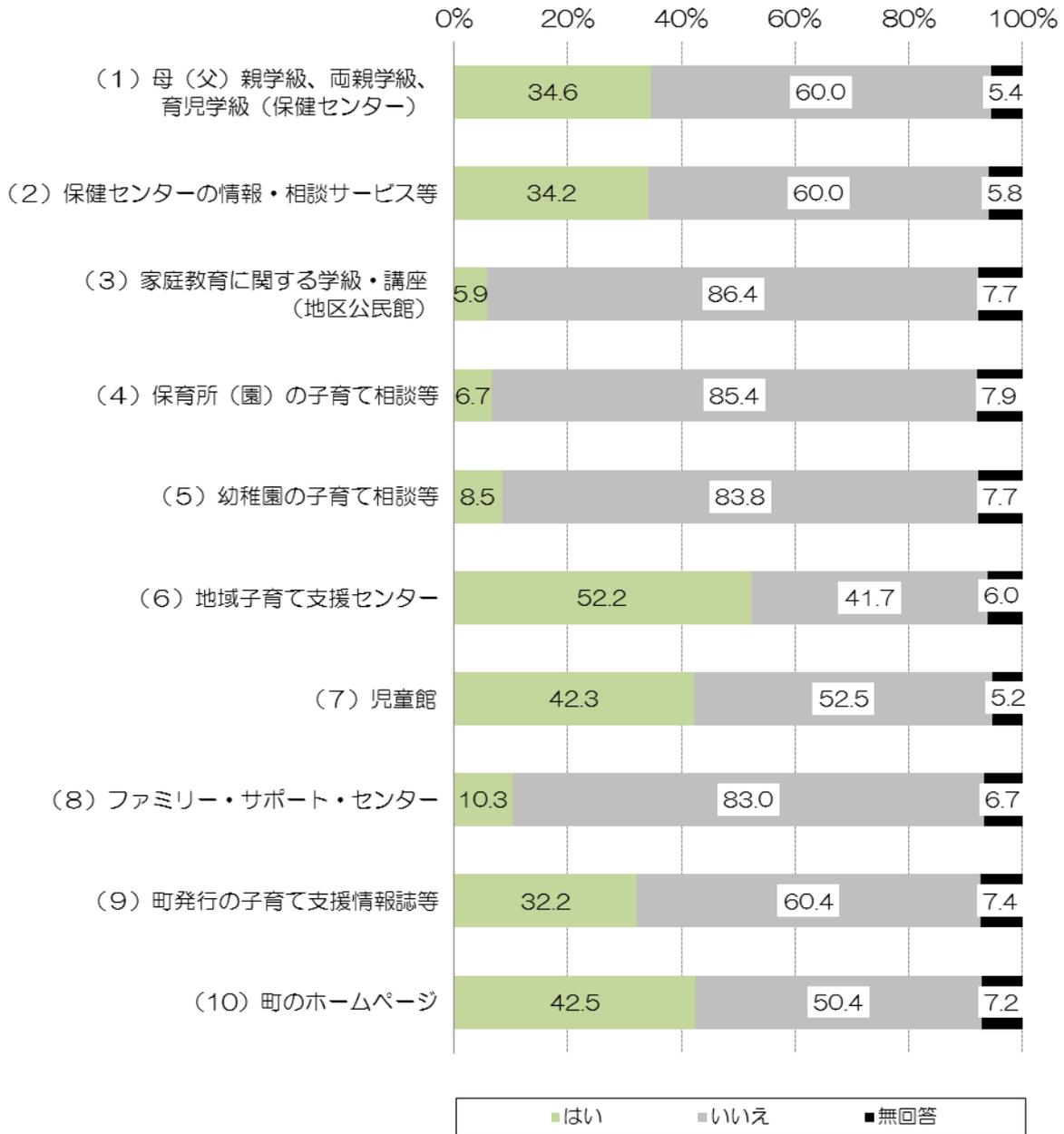
認知度が80%以上のサービスは「(6) 地域子育て支援センター」「(7) 児童館」、一方50%未満のサービスは「(3) 家庭教育に関する学級・講座」「(4) 保育所(園)の子育て相談等」「(5) 幼稚園の子育て相談等」となっています。



② 利用経験

利用経験が50%以上のサービスは「(6) 地域子育て支援センター」、一方10%未満のサービスは「(3) 家庭教育に関する学級・講座」「(4) 保育所(園)の子育て相談等」「(5) 幼稚園の子育て相談等」で、「(8) ファミリー・サポート・センター」は10.3%となっています。

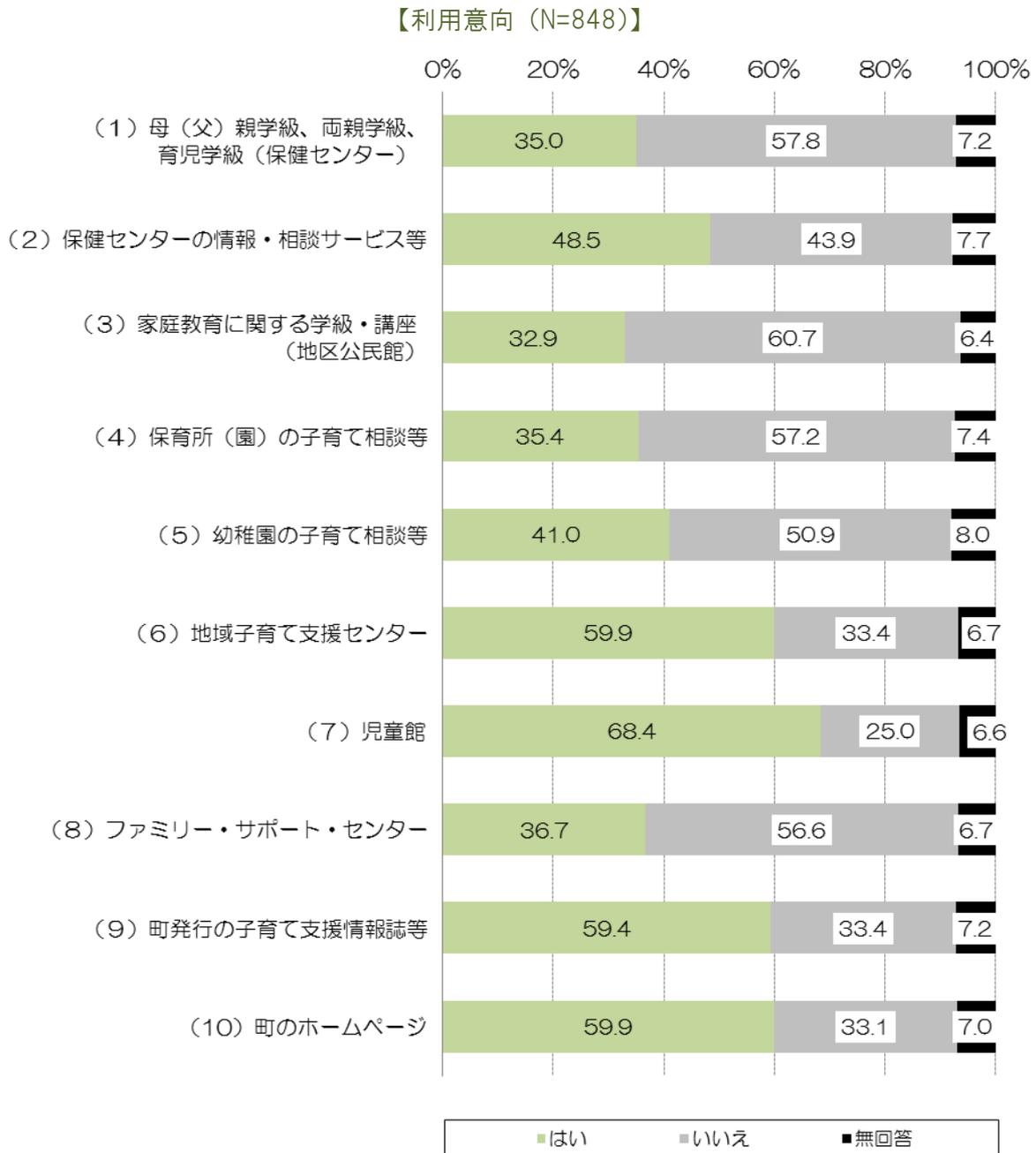
【利用経験 (N=848)】





③ 利用意向

利用意向が 50%以上のサービスは「(7) 児童館」「(6) 地域子育て支援センター」「(10) 町のホームページ」「(9) 町発行の子育て支援情報誌等」で利用経験の傾向と近くなっていますが、すべてのサービスで利用経験の割合を上回っています。

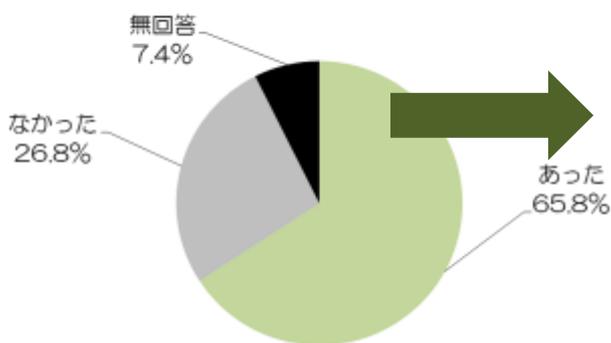


(5) 子どもが病気の際の対応

子どもが病気等で保育所・幼稚園等を休んだことが「あった」割合は65.8%で、そのうち「母親が休んだ」54.8%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」36.0%、「親族・知人に子どもをみてもらった」34.0%、「父親が休んだ」17.3%、「病児・病後児保育を利用した」11.5%となっています。

【子どもが病気等で保育所・幼稚園等を休んだ経験 (N=527)】

【対処方法 (N=347)】

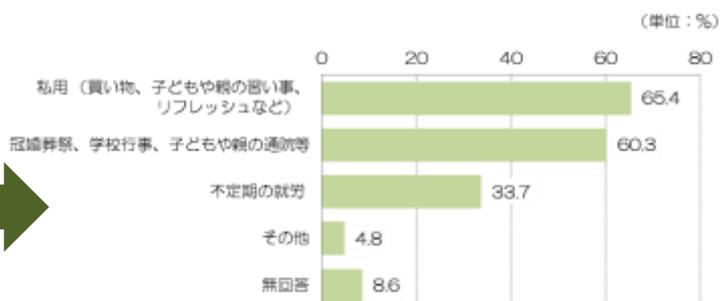
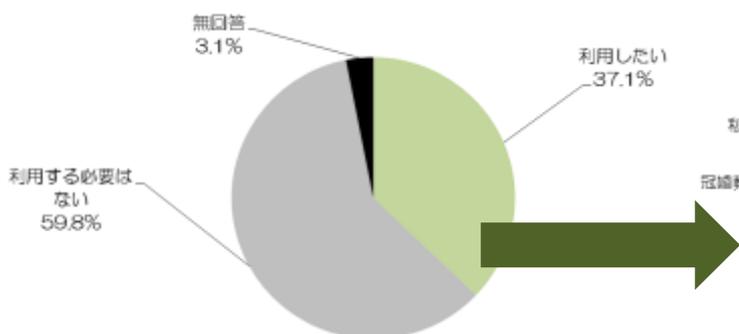


(6) 不定期の教育・保育事業の利用意向

一時預かり等の不定期の教育・保育事業を「利用したい」割合は37.1%で、利用目的は「私用」65.4%、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」60.3%、「不定期の就労」33.7%となっています。

【不定期の教育・保育事業の利用意向 (N=848)】

【利用目的 (N=315)】



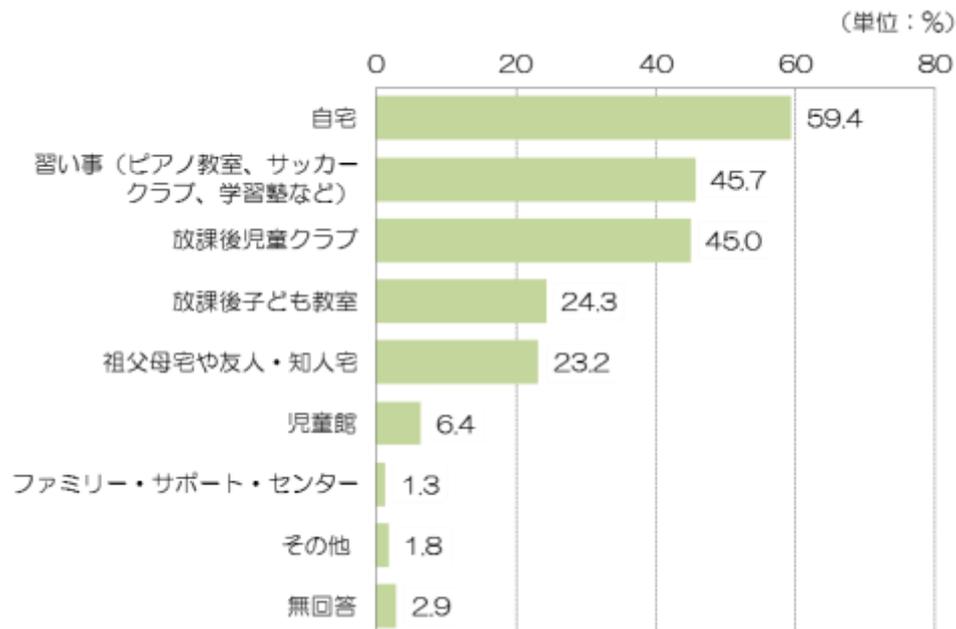


(7) 小学校入学後の放課後の過ごし方の意向（3歳以上）

① 低学年（1～3年生）

3歳以上の子どもがいる保護者の小学校入学後の低学年における放課後の過ごし方の意向は、「自宅」59.4%、「習い事」45.7%、「放課後児童クラブ」45.0%、「放課後子ども教室」24.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」23.2%となっています。

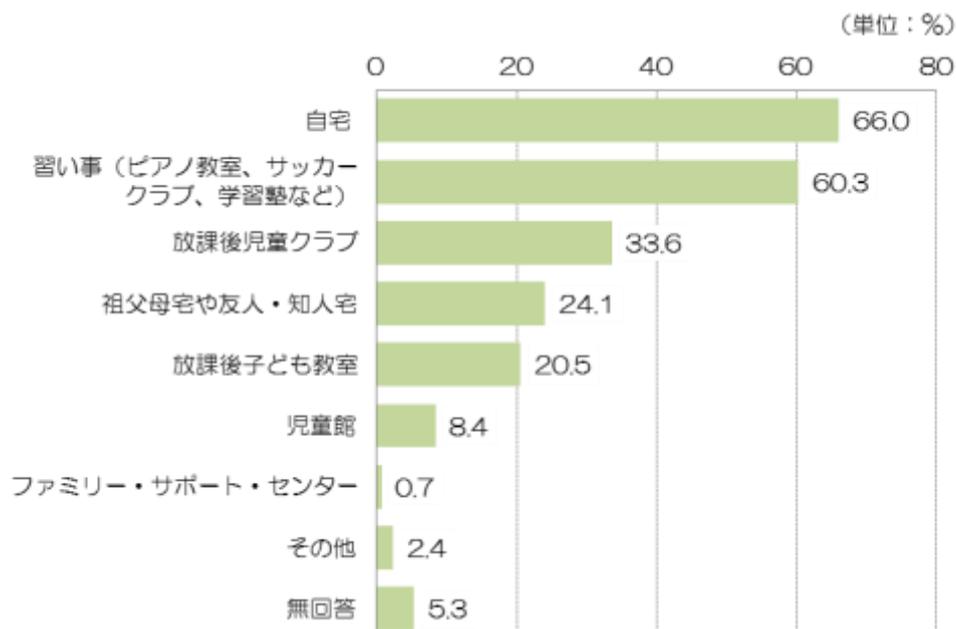
【小学校入学後（低学年）の放課後の過ごし方の意向（3歳以上）（N=453）】



② 高学年（4～6年生）

小学校入学後の高学年における放課後の過ごし方の意向は、「自宅」66.0%、「習い事」60.3%、「放課後児童クラブ」33.6%、「祖父母宅や友人・知人宅」24.1%、「放課後子ども教室」20.5%となっています。

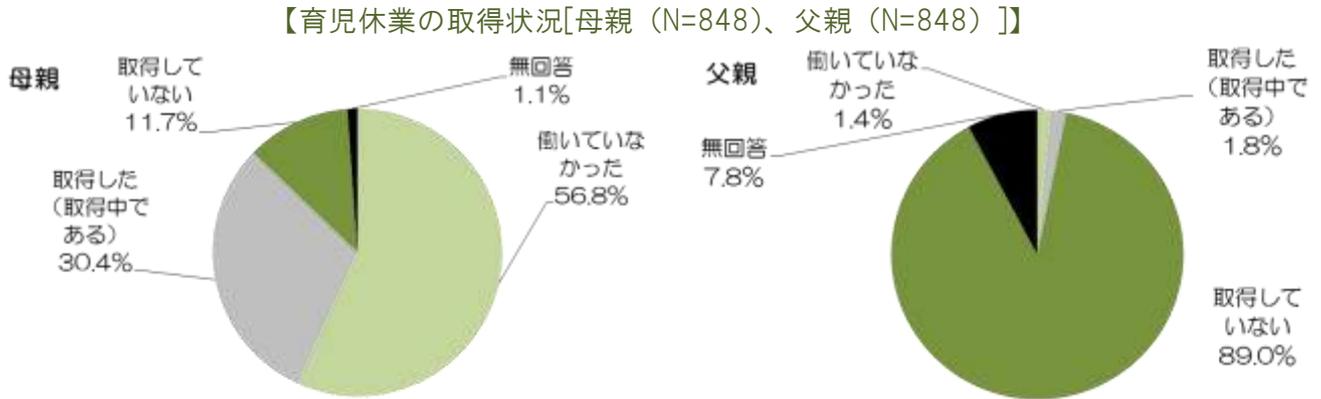
【小学校入学後（高学年）の放課後の過ごし方の意向（3歳以上）（N=453）】



(8) 育児休業

① 育児休業の取得状況

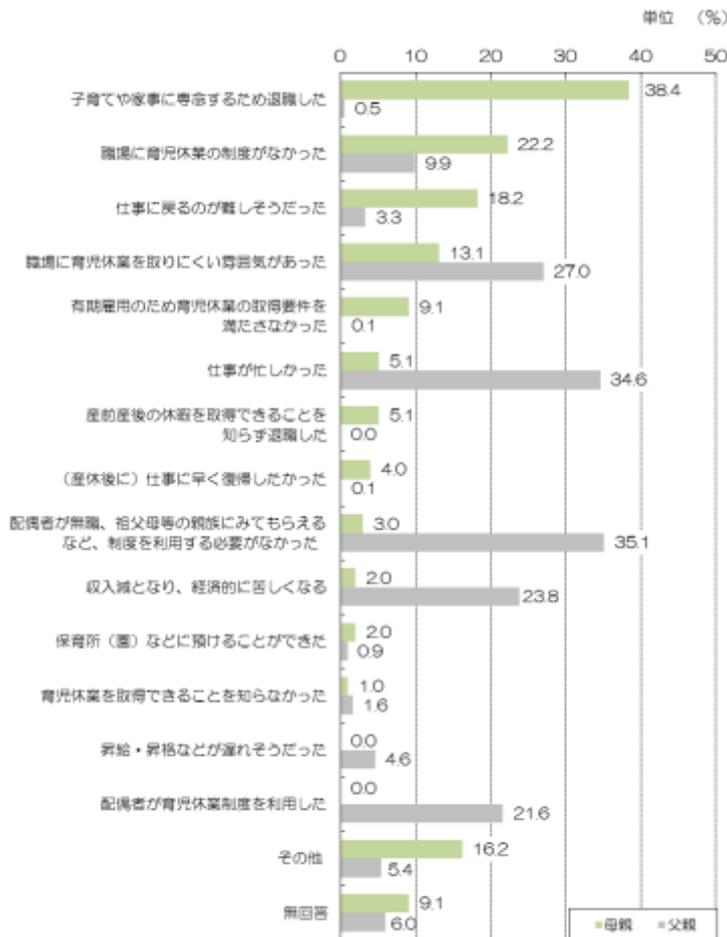
育児休業を「取得した（取得中）」は母親で30.4%、父親で1.8%となっています。



② 育児休業を取得していない理由

育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった」、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが多くなっています。

【育児休業を取得していない理由[母親 (N=99)、父親 (N=755)]】

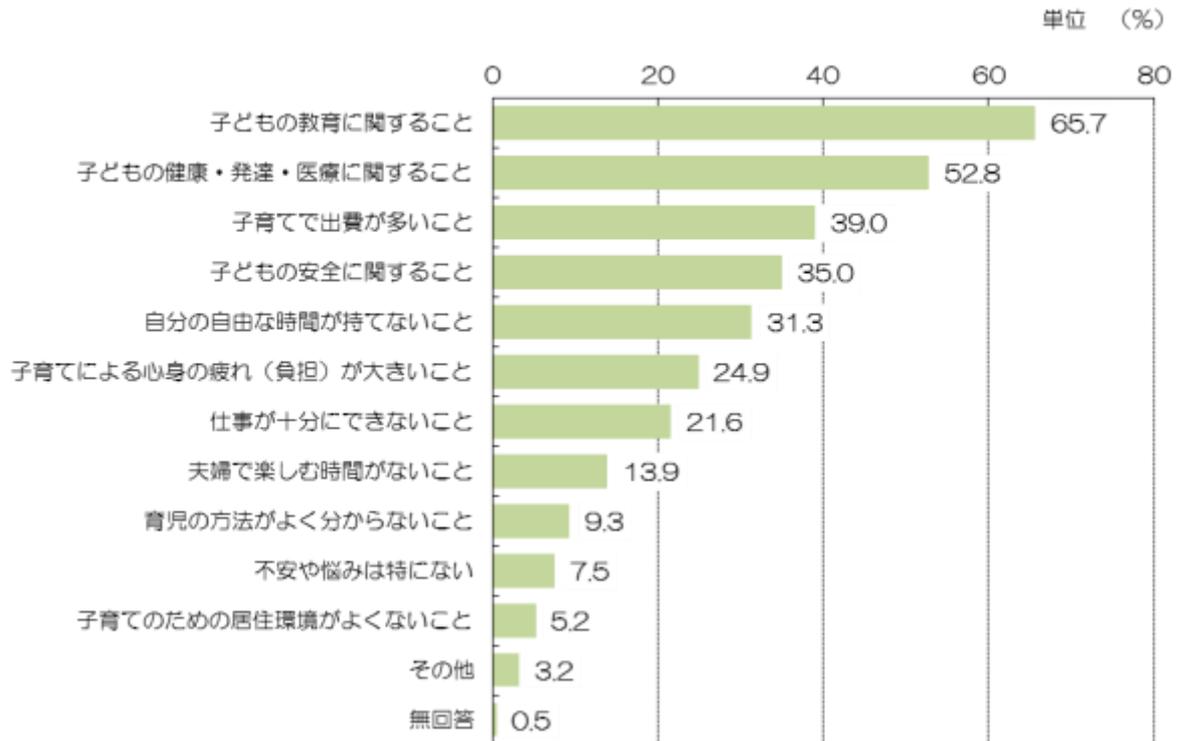




(9) 子育てに関する悩み

子育てに関する悩みは、「子どもの教育に関すること」65.7%が最も多く、以下「子どもの健康・発達・医療に関すること」52.8%、「子育てで出費が多いこと」39.0%、「子どもの安全に関すること」35.0%、「自分の自由な時間が持てないこと」31.3%などが多くなっています。

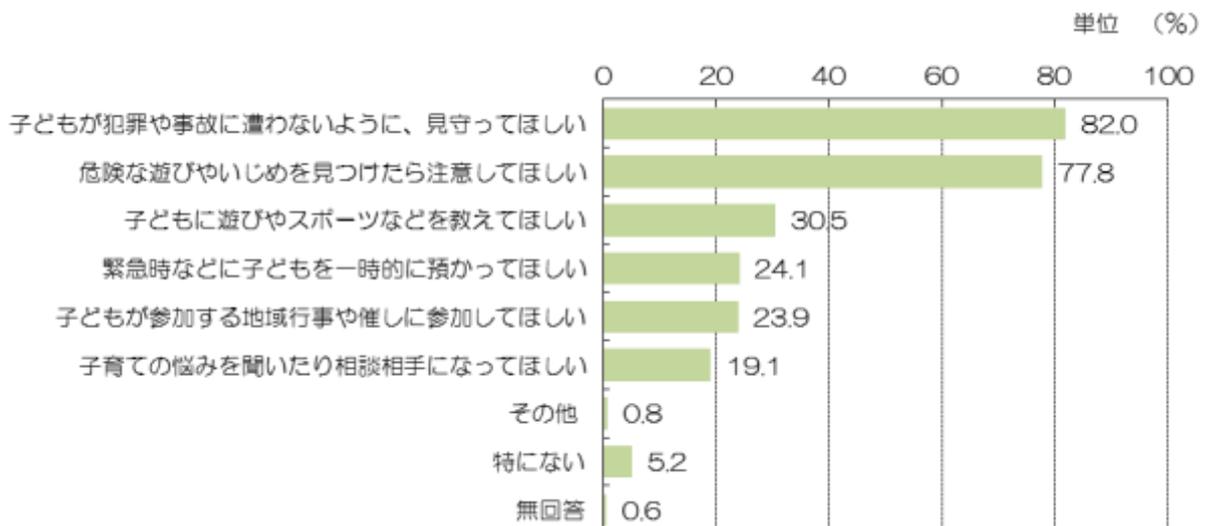
【子育てに関する悩み (N=848)】



(10) 子育て支援として身近な地域の人に望むこと

子育て支援として身近な地域の人に望むことは、「子どもが犯罪や事故に遭わないように、見守ってほしい」82.0%、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」77.8%が多くなっています。

【子育て支援として身近な地域の人に望むこと (N=848)】



7 松前町の現状からみた課題

本章では、松前町の子どもを取り巻く現状を把握するために、各種統計データやアンケート調査の結果をみてきました。

- ◆ 本町の総人口は微減傾向にあります。高齢化の進展が著しく、人口の自然動態はマイナス、社会動態もマイナスとなっています。また、本町は単身世帯の割合が低く、核家族や3世代同居世帯の割合が比較的高いという特徴があります。
- ◆ アンケートでは、日常的に子どもをみてもらえる人がいる割合は 38.0%、緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる人がいる割合は 77.5%、子育てについて相談できる人がいる割合は 96.9%となっており、周囲の環境面では子育てしやすい環境が形成されています。
- ◆ アンケートでは、子育てに関する相談先として、家族や友人・知人など身近な人に偏る傾向がありますが、児童虐待をはじめ、いじめやひきこもりの問題など、家庭だけでは手に負えない問題もあることから、子育てをサポートする専門的な相談活動や情報提供の充実も必要です。
- ◆ 本町では、30歳代などの子育て期の女性の就業率が比較的高くなっています。アンケートでは、定期的な教育・保育事業の終了時間の希望として「19時～」の割合が高いことから、時間外保育のニーズが高いと考えられます。
- ◆ アンケートでは、子育て支援サービスの認知度が90%を超えるサービスは1つありませんでした。また、すべてのサービスで利用経験より利用意向の割合が高いことから、まだまだ潜在的ニーズはあると考えられます。自由回答でも「利用の仕方がわからない」「どんなサービスがあるかわからない」「わかりやすくサービスの内容を伝えてほしい」などの声があることから、町民に幅広く伝わる、わかりやすい広報の手法を検討する必要があります。
- ◆ アンケートでは、子どもが病気の際に仕事を休まなければならなかったり、不定期の教育・保育事業を「利用したい」割合が高い状況があり、病児・病後児保育や一時預かりなどの潜在ニーズが高くなっています。
- ◆ アンケートでは、小学校入学後の放課後の過ごし方として、「放課後児童クラブ」の割合が低学年で45.0%、高学年で33.6%と高い割合となっています。現在、3つの小学校ですべて実施していますが、高学年を含めたニーズに対応するためには、場所の確保や指導員の増員が必要です。
- ◆ アンケートでは、育児休業を利用していない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など、仕事と子育てを両立できる職場環境が十分に整備されていない状況もみられます。働き方の見直しなど、企業等へのワーク・ライフ・バランスの働きかけが必要です。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての住民に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化してきています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

子どもの利益が最大限に尊重される支援に計画的に取り組み、すべての子どもや子どもに関わるすべての人が笑顔で輝けるよう、“**子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち**”を基本理念とします。

また、子ども・子育て支援法・基本指針に基づき、親が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とします。そして、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、地域みんなが子育てを支えることによって、子どもが心身ともに健やかに成長できる社会を目指すものとします。

基本理念

子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち

2 基本目標

子どもと子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わってきている現在、地域社会全体で子ども・子育て支援を実施する、新しい支え合いの仕組みの構築が必要となっています。

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大及び確保」

「地域における子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされ、さらに、仕事と生活の調和の推進や妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援、児童虐待防止、ひとり親家庭や支援が必要な子どもに対する支援などについても重視されています。また、次世代育成支援対策推進法が改正され、法律の有効期限が10年間延長されました。

そこで、「輝きやすらぐ松前 子ども家庭応援プラン／次世代育成支援行動計画～後期計画～」を継承するとともに、本計画では、次の3つを基本目標として、子ども・子育て支援新制度における子育て支援施策を通じた「子どもと家庭、地域や社会が笑顔であふれるまち」の実現に向けた取り組みを行っていきます。

基本目標1：子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います

子ども一人ひとりが自立し、主体的に考え心豊かに育つための支援を目指します。

基本目標2：子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します

地域の中で、保護者一人ひとりが安心し、喜びと生きがいを感じながら子育てができる支援を目指します。

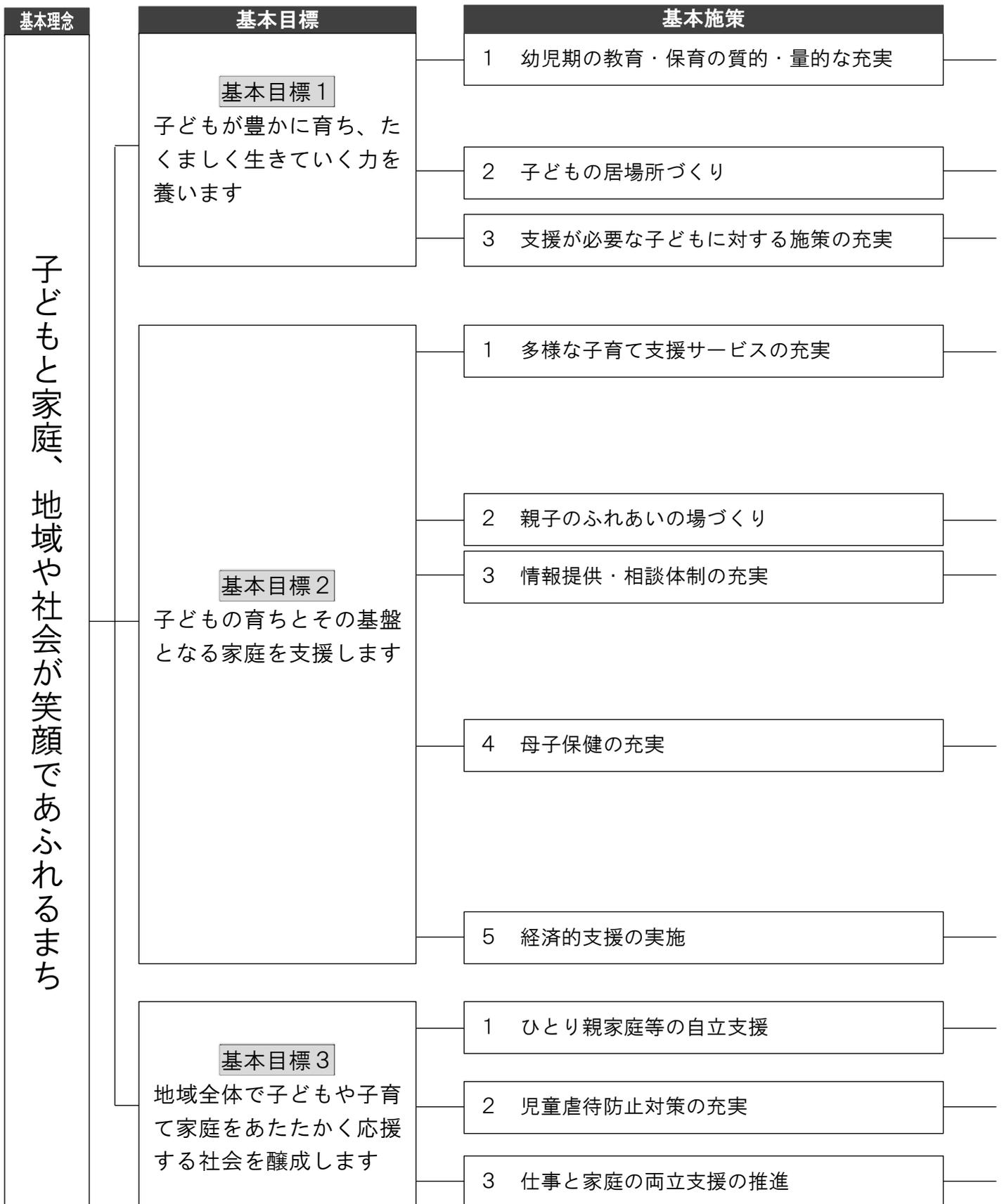
基本目標3：地域全体で子どもや子育て家庭をあたたく応援する社会を

醸成します

地域全体で子どもや子育て家庭への理解が深まるとともに、地域の様々な活動主体、行政が相互に支え合い、協働しながら、子どもや子育て家庭を見守り、あたたく応援する社会の醸成を目指します。



3 施策の体系



第3章 計画の基本的な考え方

※太枠は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において計画の基本的記載事項又は任意記載事項として示された項目

<p>(1)幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園 ●保育所 ●認定こども園 ●地域型保育事業 	<p>(2)幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び学校教育・保育の推進に関する体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定こども園への移行に関する支援 ●幼稚園教諭・保育士の研修等の体系の確立 ●幼保小連携等の推進
<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施 ●スポーツクラブ ●子どもの居場所づくりの推進 ●地域での文化・スポーツ活動の支援 	
<ul style="list-style-type: none"> ●松前町障害者基本計画・障害福祉計画との連携及び推進 ●特別に配慮が必要な子どもへの支援の推進 ●合理的配慮の啓発・推進 ●特別支援教育の推進 	
<p>【地域子ども・子育て支援事業（13事業）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●時間外保育事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ） ●一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●妊婦健康診査 ●養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業 ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】 ●地域子育て支援拠点事業 ●病児・病後児保育事業 ●利用者支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 	
<p>【地域子ども・子育て支援事業以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●乳児保育 ●土曜日午後保育 	
<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援団体の支援・育成 ●子育て支援ネットワークの充実 	
<ul style="list-style-type: none"> ●利用者支援事業【再掲】 ●子育てに関する情報提供の充実 ●地域子育て支援拠点事業【再掲】 ●相談体制の充実 	
<p>(1)安心して出産できる保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付事業 ●妊婦健康診査【再掲】 ●妊婦歯科健康診査 ●両親学級「ウェルカムベビースクール」 ●周産期医療の充実 ●マタニティマーク配布 ●特定不妊治療費助成事業 	<p>(2)健やかに育つための保健・医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出生届出時保健指導・予防接種手帳交付事業 ●家庭訪問・未熟児訪問 ●乳幼児健康診査 ●予防接種事業 ●ママ・キッズのすこやか相談 ●わくわく離乳食スクール ●育児相談学級 ●発達相談・子育て相談 ●生活習慣病予防対策の推進 ●食育の推進 ●小児医療体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ●臨時福祉給付金 ●児童手当 ●乳幼児医療費助成制度 ●母子父子寡婦福祉資金 ●重度心身障害者医療費助成制度 ●未熟児養育医療給付事業 ●子育て世帯臨時特例給付金 ●特別児童扶養手当 ●児童医療費助成制度 ●母子家庭医療費助成制度 ●自立支援医療（育成医療）給付事業 	
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制 ●母子父子寡婦福祉資金【再掲】 ●児童医療費助成制度【再掲】 ●就業支援の啓発 	
<ul style="list-style-type: none"> ●情報の周知 ●子ども・家庭相談支援窓口 ●養育支援訪問事業 ●早期発見・早期対応 ●関係機関の連携 	
<p>(1)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発 ●働き方の見直しについての意識啓発 ●各種制度の普及啓発 	<p>(2)産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保</p>



第 4 章

基本施策と取り組み

基本目標 1 : 子どもが豊かに育ち、たくましく生きていく力を養います

1 幼児期の教育・保育の質的・量的な充実

少子高齢化の進行や核家族化の進展に加え、働き方の多様化等により、子育て世帯をめぐる環境は大きく変化しており、こうした状況に対応するため、幼稚園や保育所等の教育・保育施設において質の高い保育を提供することに加えて、小規模保育等の地域型保育事業については、質を確保した上で保育ニーズに対応します。

また、認定こども園が保護者の就労状況やその変化等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れることのできる施設であることを踏まえ、移行を希望する幼稚園や保育所の認定こども園への円滑な移行を支援します。

(1) 幼児期の教育・保育の充実

子どもや保護者の選択に基づき、多様な施設または事業者からそれぞれの特性を生かした教育・保育を受けられるよう、提供体制の確保に努めます。

また、いずれの施設・事業所においても、教育・保育の質の向上を図っていきます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行うための教育環境の整備を図ります。
②保育所	就労などにより家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行うため、保育ニーズに対応した保育の提供に努めます。
③認定こども園	国において今後、普及が進められていくことから、認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所に助言や支援を行い、円滑な移行を支援します。
④地域型保育事業	0歳から2歳児を対象に待機児童解消と人口減少地域の子育て支援機能確保を目的とするものであり、質を確保しながら保育ニーズに対応します。

(2) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び学校教育・保育の推進に関する体制の確保

認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や希望する移行類型（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）等について助言を行い、施設の円滑な移行を支援していきます。幼稚園や保育所から認定こども園へ移行するにあたり、国・県において財政支援のメニューがある場合には、当該事業の活用を検討します。

また、幼稚園教諭と保育士の相互理解や専門性の向上を図り、教育・保育の一体的な提供の推進に努めます。

さらに、幼児期の教育の質の向上を図るため、幼児期の教育と就学後の教育の連続性を踏まえ、保・幼・小連携の体制を整備します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①認定こども園への移行に関する支援	移行を希望する幼稚園や保育所からの相談に対し、地域の実情や施設の状況等を考慮しながら助言を行い、認定こども園への円滑な移行を支援します。
②幼稚園教諭・保育士の研修等の実施	幼稚園教諭と保育士の意見交換の場や合同研修等の実施により専門性の向上を図り、相互理解に努めます。研修体系を確立し計画的な研修を行うことにより質の向上を図ります。
③幼保小連携等の推進	幼稚園及び保育所は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担っており、地域型保育事業者や地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うなど、事業者間の連携を推進します。 また、子どもが安心して就学できるように、幼稚園や保育所が小学校と交流し、子どもについての話し合いを行う連絡会を引き続き実施します。

2 子どもの居場所づくり

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。これまでの小学校低学年に加え、新規準に適応した施設整備を図り、段階的に高学年の児童を受け入れていきます。



施策・事業名	内容
②子どもの居場所づくりの推進	<p>児童館や公民館等の公的な施設を活用し、子どもの居場所づくりを推進するとともに、子どもの人間関係づくりや地域の仲間づくりを促進します。</p> <p>また、放課後子ども教室についても引き続き実施していきます。</p>
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室の一体的な実施	<p>小学校の余裕教室や児童館の活用を念頭に置きながら、平成31年度までに一体的な運用に向けた検討を進めます。</p>
④地域での文化・スポーツ活動の支援	<p>小・中・高生が体験活動・奉仕活動（いきいきまさきっこボランティアセンター）に参加する機会を提供し、仲間づくりやまちづくりに積極的に関わる意識を育て、地域の教育力の活性化を目的に、将来のジュニアリーダー育成に努めます。</p>
⑤スポーツクラブ	<p>スポーツを通じて子どもの健全育成が図られるよう、スポーツ少年団等の育成を図り、子どものスポーツ活動の活性化を促進します。</p>



3 支援が必要な子どもに対する施策の充実

障がいや疾病等、特別に配慮を要する子どもの支援については、「松前町子ども・子育て支援事業計画」を基に、保健・医療・福祉・教育等の関係各課との連携を密にし推進していきます。障がいの原因となる疾病及び事故の予防を含めた乳幼児期の健康づくりや、障がいの早期発見等のための母子保健事業を推進するほか、発達段階に応じて切れ目なく必要な支援が受けられるようネットワークの構築を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①松前町障害者基本計画・障害福祉計画との連携及び推進	松前町子ども・子育て支援事業計画では、原則すべての子どもが計画の対象としていますが、障がいや疾患等、特別な配慮を要する子どもへの支援について、松前町障害者基本計画及び障害福祉計画と密に連携し推進していきます。
②特別に配慮が必要な子どもへの支援の推進	特別に配慮を要する子どもへの支援として、就学前児童を対象とした『児童発達支援』や学齢児を対象とした『放課後等デイサービス』、その他『保育所等訪問支援』などの利用を推進します。 また、発達障がいをはじめとした療育に関する相談支援や各種福祉サービスの提供にかかる援助、調整等を行っており、今後も継続して実施していきます。
③合理的配慮 ^{※1} の啓発・推進	今後も様々な教育・保育施設等における特別な配慮を要する子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れの際の『合理的配慮』について推進していきます。 まずは『合理的配慮とは何か』という事から住民に対して啓発し、理解促進に努めます。
④特別支援教育の推進	『すべての子どもが障がい等の有無に関わらず同じ場で共に学ぶ』というインクルーシブ教育 ^{※2} の理念の推進を図ります。 また、その理念の基、幼稚園・保育所・小・中学校・高校・大学・家庭・福祉・医療・保健等、各関係機関の連携をより一層推進し、地域におけるネットワークを構築するとともに、特別支援教育に対する理解促進を図ります。

※1 合理的配慮…障がいや疾病等、特別に配慮を要する人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

※2 インクルーシブ教育…障害者の権利に関する条約では、人間の多様性の尊重、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障がいの有無に関わらず共に教育を受ける仕組みであり、障がいや疾病等、特別に配慮を要する子どもが教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供される等が必要、とされています。



基本目標 2 : 子どもの育ちとその基盤となる家庭を支援します

1 多様な子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭を支援するため、家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近なところで子育て相談が受けられる「地域子育て支援拠点事業」、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に遊びや生活の場を提供する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」など、地域のさまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

【主な具体的施策・事業（地域子ども・子育て支援事業）】

施策・事業名	内容
①時間外保育事業	保育所等において、11時間の開所時間の始期及び終期の前後に延長保育を実施します。
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。 これまでの小学校低学年に加え、新規準に適応した施設整備を図り、段階的に高学年の児童を受け入れていきます。
③子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者が仕事その他の理由により、平日の昼間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。
④地域子育て支援拠点事業	松前町総合福祉センター2階「あそびステーション」において、松前町地域子育て支援センターを設置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
⑤一時預かり事業	保護者の就労、急病、育児疲れの解消などによる保育需要に対応し、一時的に保育所等で預かります。
⑥病児・病後児保育事業	保育所などに通う児童が病気の回復期などのため、集団生活が困難なときに一時的に保育を行います。
⑦ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行います。 援助を行うサポート会員の増加に努めるとともに、援助を受けたい利用会員への周知に努めます。
⑧利用者支援事業	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。

施策・事業名	内容
⑨妊婦健康診査	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
⑩乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行います。
⑪養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業	<p>養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施します。</p>
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生活が困難である者の子どもが特定教育・保育等の提供を受けた場合において、教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用の一部を補助します。
⑬多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	町のニーズや整備状況を民間事業者へ情報提供するなど、事業の実施について検討します。

【主な具体的施策・事業（地域子ども・子育て支援事業以外）】

施策・事業名	内容
①乳児保育	保育を必要とする乳児を保育所で保育します。共働き世帯の増加に伴い、乳児の保育需要は高まってきており、事業の拡充と質の確保に努めます。
②土曜日午後保育	公立保育所では平成28年度に1か所実施を目指し、その後は需要に応じて平成31年度までに各校区1カ所実施を目指します。



2 親子のふれあいの場づくり

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の支援・育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育て支援団体の支援・育成	子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。 また、子育て中の親子が地域子育て支援センター等で気軽に集い、交流することができるように、子育てサークルの育成を行います。
① 子育て支援ネットワークの充実	各所管との連絡会・協議会・委員会等に継続的に参加し、保育所だけではなく小・中学校等関連機関と情報を共有し、関係者間のネットワークを充実させます。

3 情報提供・相談体制の充実

子育てに関するあらゆる情報が、すべての子育て家庭へ確実に伝わる情報提供体制づくりを進めるとともに、気軽に相談できる場やさまざまな問題に適切に対応する相談体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①利用者支援事業 【再掲】	子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。
②地域子育て支援拠点事業 【再掲】	松前町総合福祉センター2階「あそびステーション」において、松前町地域子育て支援センターを設置し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施します。
④子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、広報紙、町ホームページ、子育てマップの発行・配布をはじめ、さまざまな方法・媒体で情報を提供します。
⑤相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう福祉課、地域子育て支援センター、健康課（保健センター）など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。

4 母子保健の充実

社会環境が大きく変化する中、妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保が必要とされています。安心して出産できる環境の整備、妊産婦・乳幼児に対する適時適切な保健サービスの提供などを推進します。

また、妊娠・出産にはじまり、育児の各ステージにおける子どもとその親の心身の健康を維持・増進していくために、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援を充実していきます。

(1) 安心して出産できる保健・医療体制の整備

子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠・出産における健康づくり支援や相談体制の充実とともに、医療体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①母子健康手帳交付	母と子の大切な健康と育児の記録として、妊娠届出時に母子健康手帳を交付します。また、交付の際、手帳の活用方法や必要な保健指導・相談を行います。
②妊婦健康診査 【再掲】	妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦健康診査受信票を交付し、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査・計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
③妊婦歯科健康診査	妊婦と生まれてくる子の歯の健康管理のため、歯科健診受診券を交付し、指定医療機関にて健診を実施します。
④両親学級「ウェルカムベビースクール」	地域子育て支援センターと連携し、妊婦やパートナーが安心して妊娠・出産・育児に臨めるよう必要な知識や技術を深める学習や講演会を開催します。
⑤周産期医療の充実	安全な出産を確保するため、地域の周産期医療施設と連携し、母体・新生児の医療体制の充実を図ります。
⑥マタニティマーク配布	妊娠届出の際配布し、妊婦が身につけることで周囲が配慮を示しやすくなり、妊婦にやさしい環境づくりを推進します。
⑦特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を行っている夫婦に費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。



(2) 健やかに育つための保健・医療体制の整備

子どもの健康が確保されるよう、乳幼児健康診査等の充実や子どもの健康づくり支援を行うとともに、保護者の育児不安の解消や虐待防止の観点から、情報提供体制や相談体制の充実を図ります。

また、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①出生届出時保健指導	保健サービスや子育て支援サービスについて紹介を行うとともに、育児や親子の健康について相談を行います。
②家庭訪問・未熟児訪問	出生体重 2,500 g 以下の児や希望される方の自宅に保健師・管理栄養士が訪問し、身体測定や発育発達、子育てや健康の相談を行います。
③乳幼児健康診査 ・乳児一般(個別・集団)健康診査 ・1歳6か月児(集団)健康診査 ・3歳児(集団)健康診査	乳児一般健康診査受診票を交付するとともに、乳幼児期の心身の発達異常を早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児について保健指導を行います。
④予防接種事業	出生届出時に予防接種手帳の交付をし、小児のうちから感染症に対する免疫力をつけ発症を防ぐとともに重症化を防ぐ目的で、予防接種事業を行います。
⑤ママ・キッズのすこやか相談	保健センターにおいて、月1回相談日を設けて、子どもの成長や発達を親とともに確認したり、健康管理や育児の仕方など個々に応じた相談・助言を行います。
⑥わくわく離乳食スクール	離乳食のすすめ方について、お話や試食を通して乳幼児期の食生活を学び、相談できる機会をつくります。
⑦育児相談学級	保健センターで行う乳幼児健康診査や各種相談事業において育児支援が必要とされる親子が月1~2回子どもの年齢に応じた遊びを通して親子のかかわりや集団での遊びを経験し、子どもの成長・発達について相談できる場として、育児相談学級を実施します。
⑧発達相談・子育て相談	子どものことばや体の発達についての相談や、子育ての悩みに対する個別相談を行います。発達の確認と個々に応じた助言を行い、必要な支援につなげます。
⑨生活習慣病予防対策の推進	「松前町健康づくり計画」に基づいて、乳幼児期からの生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。
⑩食育の推進	「第2次松前町食育推進計画」に基づいて、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関係団体と連携した取り組みを推進します。

施策・事業名	内容
①小児医療体制の充実	<p>今後も医師会を通じて、近隣の医療機関とのネットワークを充実していきます。</p> <p>また、夜間休日の救急体制について、出生届出時等に周知を行い、いつでも安心して医療が受けられるよう情報提供を行います。</p>





5 経済的支援の実施

今後の国の動向を踏まえ、教育費や養育に要する費用、医療費の負担軽減を図るための助成を行うとともに、各種制度の周知を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①臨時福祉給付金	平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給します。
②子育て世帯臨時特例給付金	平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げに伴い、子育て世帯への影響を緩和し、消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給します。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金と類似の給付金として支給するものです。
③児童手当	中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している方に児童手当を支給します。
④特別児童扶養手当	20 歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母または養育している方に特別児童扶養手当を支給します。
⑤乳幼児医療費助成制度	乳幼児（満 6 歳に達した日の属する年度の 3 月 31 日までの者）の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。
⑥児童医療費助成制度	乳幼児医療の助成期間が終了した児童の医療費を、保護者からの請求により助成します。 外来：7 歳に達する日（誕生日の前日）まで 入院：15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで
⑦母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。
⑧母子家庭医療費助成制度	母子家庭の方の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。
⑨重度心身障害者医療費助成制度	重度心身障がい者（児）の医療費（保険診療分）の自己負担額を助成します。
⑩自立支援医療（育成医療）給付事業	身体上の障がいを放置すると将来障がいを残すと認められる児童に対し、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確かな治療の効果が期待されるものに支給されます。
⑪未熟児養育医療給付事業	養育のために病院等に入院することが必要な未熟児に対して、指定養育医療機関における治療に係る医療費の支給を行います。

基本目標 3 : 地域全体で子どもや子育て家庭をあたたく応援する社会を醸成します

1 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ひとり親家庭等に対する 相談・情報提供体制	福祉課において、ひとり親家庭等の相談に対応するほか、広報紙や町ホームページ等で関連事業の情報を提供します。 相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関連する課や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。
②児童医療費助成制度 【再掲】	乳幼児医療の助成期間が終了した児童の医療費を、保護者からの請求により助成します。 外来：7歳に達する日（誕生日の前日）まで 入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日まで
③母子父子寡婦福祉資金 【再掲】	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。
④就業支援の啓発	ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センター等との連携や広報紙等で周知に努めます。





2 児童虐待防止対策の充実

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

また、行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、「松前町要保護児童対策地域協議会」のネットワーク機能の強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報(どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等)の周知を図ります。
②早期発見・早期対応	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、乳幼児健康診査、家庭訪問等を通して虐待のハイリスク者の把握と育児支援など早期発見、早期対応に努めます。
③子ども・家庭相談支援窓口	虐待を含むさまざまな育児相談や通報に対して、行政の窓口を明確にし、児童相談所や関係機関が連携しながら、不適切な養育に対して早急に対応できるように、各窓口、関係各課と連携し、迅速な対応に努めます。
④関係機関の連携	「松前町要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るとともに、関係機関と情報を共有し連携を図ります。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言、家事援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。



3 仕事と家庭の両立支援の推進

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実に努めます。

また、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

(1) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を職場に浸透させ、男女がともに子育てと仕事の両立が可能な職場環境づくりを推進するよう、企業への啓発に取り組んでいきます。

「男女共同参画計画 まさき」に基づき、男女がともに性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取り組みを進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画できる社会の実現を目指します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業主、住民等への意識啓発を図ります。
②働き方の見直しについての意識啓発	父親・母親ともに職業生活優先の意識や固定的役割分担意識を改めるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方やライフスタイルを考えることができるよう意識の啓発を図ります。
③各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。

(2) 産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時以降、希望する保護者が教育・保育事業を利用できるよう、計画的に提供体制を整備します。これらの取り組みにあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）から利用を希望する保護者に対し、希望時期からの質の高い保育を提供するよう努めます。

また、計画期間内に実施予定の利用者支援事業の周知と利用者が相談しやすい体制づくりに努め、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者への情報提供や相談対応の充実に努めます。



【対象年齢別事業一覧】

施策	妊婦	就学前児童						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
幼児期の教育・保育の質的・量的な充実					幼稚園			
		保育所						
		認定こども園						
		地域型保育事業						
子どもの居場所づくり								
支援が必要な子どもに対する施策の充実		児童発達支援						
多様な子育て支援サービスの充実		保育所等訪問支援						
		時間外保育事業						
		子育て短期支援事業(ショートステイ)						
		地域子育て支援拠点事業						
					一時預かり事業(幼稚園型)			
		一時預かり事業(その他)						
		病児保育事業						
		ファミリー・サポート・センター事業						
		利用者支援事業						
		妊婦健康診査						
		乳児家庭全戸訪問事業						
	養育支援訪問事業							
親子のふれあいの場づくり								
母子保健の充実		母子健康手帳交付事業						
			出生届時保健指導事業					
		妊婦歯科健康診査						
			未熟児訪問					
		家庭訪問						
		両親学級「ウェルカムベビースクール」	乳幼児健康診査					
		マタニティマーク配布	予防接種事業(種類によって接種できる年齢等が異なります)					
		ママ・キッズのすこやか相談						
			わくわく離乳食スクール					
		育児相談学級						
	発達相談・子育て相談							
	生活習慣病予防対策・食育							
経済的支援の実施		児童手当						
		特別児童扶養手当						
		乳幼児医療費助成制度(外来)						
		乳幼児医療費助成制度(入院)						
		母子父子寡婦福祉資金						
		母子家庭医療費助成制度						
		重度心身障害者医療費助成制度						
		自立支援医療(育成医療)給付事業						
		未熟児養育医療給付事業						
ひとり親家庭等の自立支援								
児童虐待防止対策の充実		虐待防止ネットワーク						

第4章 基本施策と取り組み

小学生	中学生	高校生	子育て家庭
放課後児童健全育成事業			
放課後子ども教室			
文化・スポーツ活動			
放課後等デイサービス			
特別支援教育			
子育て短期支援事業(ショートステイ)			
地域子育て支援拠点事業			
病児保育事業(小学3年生まで)			
ファミリー・サポート・センター事業			
養育支援訪問事業			
			子育て支援団体の支援・育成
家庭訪問			
予防接種事業(種類によって接種できる年齢等が異なります)			
発達相談・子育て相談			
生活習慣病予防対策・食育			
児童手当			
特別児童扶養手当(20歳未満)			
児童医療費助成制度(外来) (7歳の誕生日前日まで)			
児童医療費助成制度(入院)			
母子父子寡婦福祉資金(20歳未満)			
母子家庭医療費助成制度			
重度心身障害者医療費助成制度(障がい者手帳資格があるまで)			
自立支援医療(育成医療)給付事業(18歳の誕生日前日まで)			
			相談・情報提供
			就業支援の啓発
虐待防止ネットワーク			



第5章

事業計画

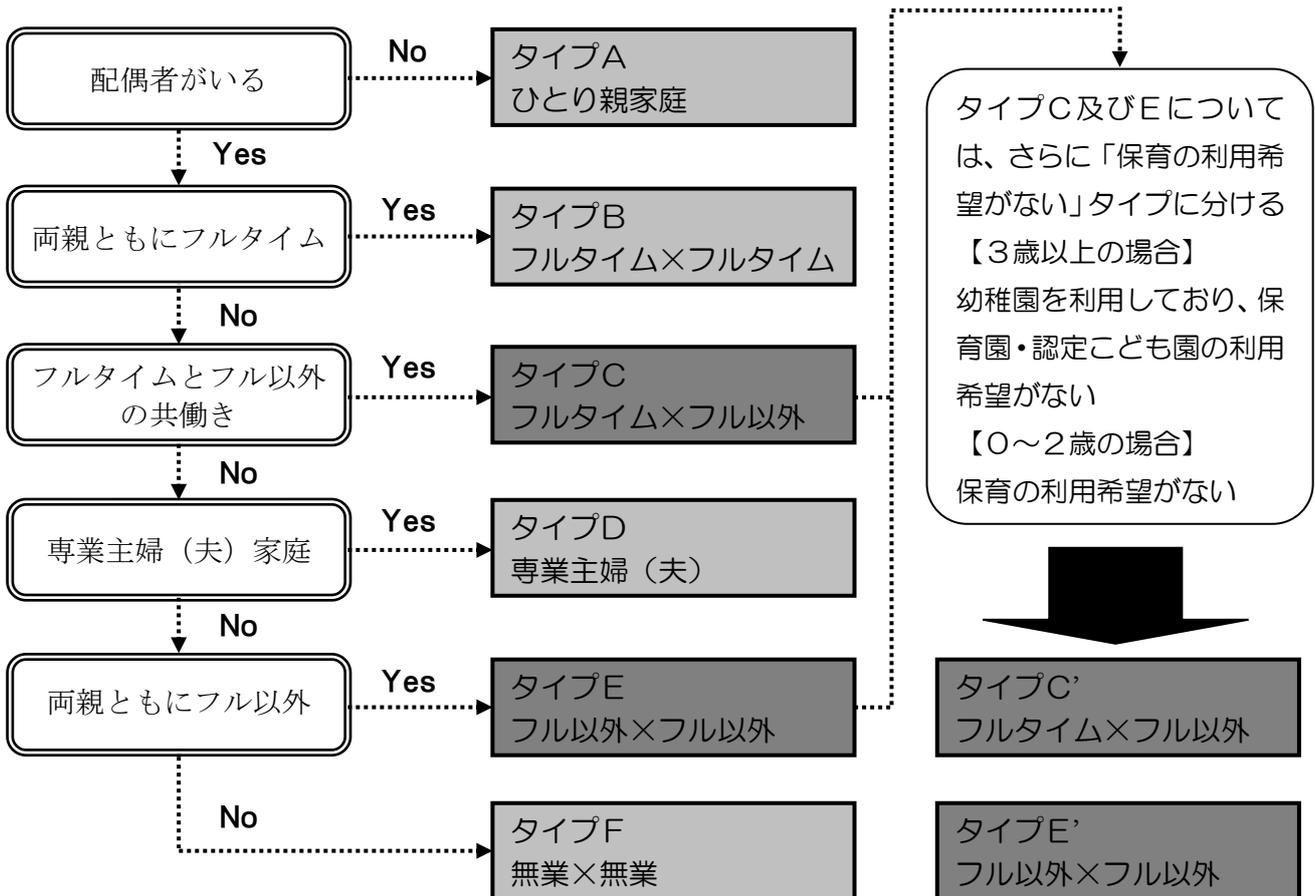
1 量（利用）の見込みの算出について

本計画における「量（利用）の見込み」の算出は、国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月20日付 事務連絡 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室）を基本としていますが、手引きにおいては、市町村における議論を踏まえて、より効果的・効率的な方法により算出することを妨げるものではないとされていることから、町の実情を踏まえて、見込み量を算出しています。

本計画における「量（利用）の見込み」の算出方法は、概ね次のとおりです。

P61からは、「利用の見込み」と標記します。

(STEP 1) 現在の家庭類型の算出



ニーズ調査に基づく「保護者（父母）の就労状況」や「施設・事業の利用状況・意向」からまずは現状を算出

0～2歳：3号認定／3歳以上：2号認定

【イメージ図】

母親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
父親		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない	
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満			
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプE'		タイプD		タイプF
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプE'		タイプF	

3歳以上：1号認定

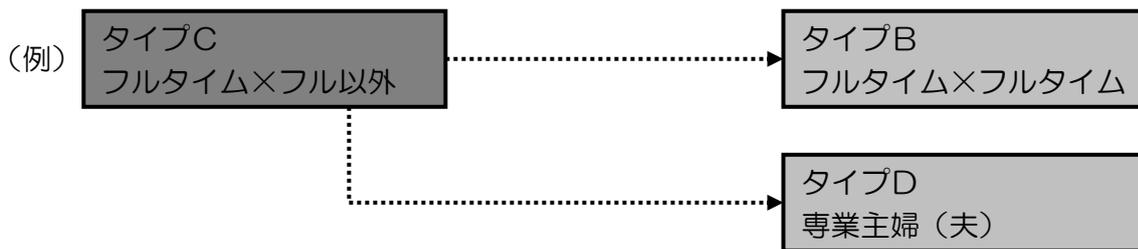
(STEP 2) 潜在的な家庭類型の算出

次に「現在の家庭類型」で分別したタイプから、母親の「就労状況の変更希望」によりタイプを移動

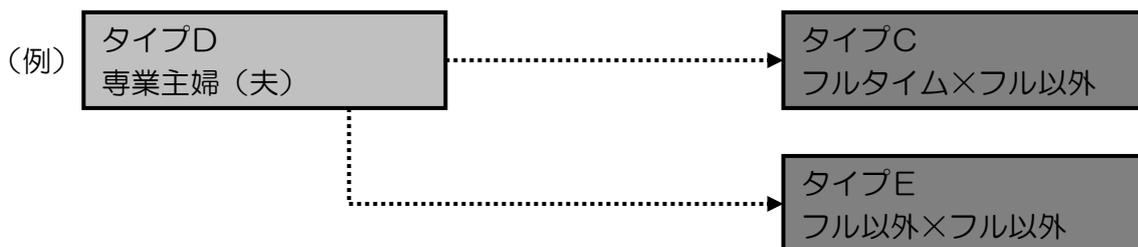
潜在ニーズとは・・・就労状況の変更希望を勘案したニーズ

具体的には、

①フルタイム以外から、フルタイム or 無業（専業主婦）への変更希望



②無業から、フルタイム or フルタイム以外への変更希望



※父親は9割以上がフルタイム就労のため、算出は省略



【イメージ図】

母親		父親			
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE		
	120時間未満 下限時間以上				
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない			タイプD		タイプF

量の見込みの算出は潜在家庭類型に基づき行う

(STEP 3) 対象事業ごとの量（利用）の見込みの算出

基本的な算出の手順は以下のとおり。

- 1 母数となる推計児童数（計画期間における将来人口の推計）に、
- 2 STEP 2で算出した潜在家庭類型から対象となるタイプの割合を乗じ、
- 3 ニーズ調査で把握した対象施設・事業の利用意向を乗じる

$$\text{推計児童数（人）} \times \text{潜在家庭類型（\%）} \times \text{利用意向} = \text{量（利用）の見込み}$$

2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

本町では、この教育・保育提供区域を町全域で1区域と定めています。なお、この設定に伴い基盤整備を検討する場合であっても、地域間の供給量の状況、地域内でも特定のエリアにサービスが偏ることなく、交通事情や行政区等にも配慮して、できるだけ柔軟な対応をしていくこととします。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育		全町を1区域とする
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）	〃
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	〃
	子育て短期支援事業（ショートステイ）	〃
	地域子育て支援拠点事業	〃
	一時預かり事業	〃
	病児・病後児保育事業	〃
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	〃
	利用者支援事業	〃
	妊婦健康診査	〃
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	〃
	養育支援訪問事業	〃



3 幼児期の学校教育・保育の量（利用）の見込みと確保の内容・方策

(1) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、就学前教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、町が客観的基準に基づき、保育の有無や必要量を認定した上で、給付を行う仕組みとなっており、認定区分は次の3つです。

区分	対象	
1号認定	3～5歳	教育を希望する子ども（保育の必要性がない子ども）
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由 [*] に該当する子ども（保育を必要とする子ども）
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由 [*] に該当する子ども（保育を必要とする子ども）

^{*}保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(2) 幼児期の学校教育・保育の量（利用）の見込み及び確保方策の区分について

幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。保護者が共働きであっても幼稚園の希望はあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込みます。

3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人当たりの面積要件などが異なることから、それぞれ分けて量を見込みます。

区分	対象		該当する施設
1号認定	3～5歳	教育を希望している子ども	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	保育の必要な事由に該当するが幼稚園等の利用希望が強い子ども	幼稚園・認定こども園
		保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望している子ども	保育所・認定こども園・地域型保育

(3) 利用の見込みと確保の内容

① 3歳以上の子ども

町内の幼稚園・認定こども園（幼稚園）の3～5歳定員数は、平成26年度現在710人、保育所・認定こども園（保育園）の3～5歳定員数は408人です。

【教育を希望する子ども】 1号認定+2号認定（幼稚園）

		単位	平成 26年度 (10月1日現在)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3～5歳の推計人口		人	801	776	784	792	783	770
① 利用の 見込み	1号認定	人		368	372	376	371	366
	2号認定（幼稚園）	人		92	93	94	93	91
	計	人		460	465	470	464	457
② 確保の 内容	幼稚園・認定こども園 (特定教育・保育施設 ^{※1})	人	458	528	528	528	528	528
		か所	4	5	5	5	5	5
	確認を受けない幼稚園 ^{※2}	人		0	0	0	0	0
		か所		0	0	0	0	0
差（②-①）		人		68	63	58	64	71

※1 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認された施設

※2 確認を受けない幼稚園…現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、公費の「施設型給付」の対象となりますが、「確認」を受けないと申出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費補助が継続されます。

【確保の方策】

- 人口推計では、本町の子どもの人口は減少が予測されていることから、1号認定・2号認定（幼稚園）については、現状の体制で確保が可能です。
- 町内の認可外保育所1か所が地方裁量型認定こども園へ移行する予定となっており、平成27年度以降は5か所・定員528人で見込んでいます。
- 認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能があること、また、地域における子育て支援を行う機能を有し、在宅での子育て家庭への支援の充実にもつながることから、今後の社会情勢や住民ニーズの変化を踏まえつつ、町としても積極的に移行を促進していきます。



【保育を希望する子ども】 2号認定（保育所）

		単位	平成 26年度 (10月1日現在)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
3～5歳の推計人口		人	801	776	784	792	783	770
①利用の見込み 2号認定（保育所）		人		316	319	322	319	313
②確保 の内容	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	299	326	341	328	328	328
		か所	8	8	9	9	9	9
差（②－①）		人		10	22	6	9	15

【確保の方策】

- 2号認定（保育所）については、現状の体制で確保が可能です。
- 平成27年度から公立保育所1か所の入所募集停止を予定しており、また平成29年度から公立保育所の0歳児定員の拡大に伴い、3歳児以上定員の縮小を見込んでいます。
- 町内の認可外保育所が新制度へ移行する予定となっており、平成27年度から1か所・定員15人、平成28年度から1か所・定員15人の拡大を見込んでいます。
- 慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。

② 3歳未満の子ども

町内の保育所・認定こども園（保育園）の0歳定員数は、平成26年度現在26人、1・2歳定員数は131人です。

【0歳児】 3号認定

		単位	平成 26年度 (10月1日現在)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳の推計人口		人	236	225	223	219	214	210
①利用の見込み 3号認定（0歳児）		人		50	50	49	48	47
②確保 の内容	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	33	27	30	51	51	51
		か所	5	6	7	9	9	9
	地域型保育事業	人		0	0	0	0	0
		か所		0	0	0	0	0
差（②－①）		人		▲23	▲20	2	3	4

【確保の方策】

- 3号認定（0歳）については、潜在ニーズが高く、現状の体制では確保が困難な状況です。
- 町内の認可外保育所が新制度へ移行する予定となっており、平成27年度から1か所・定員6人、平成28年度から1か所・定員3人の拡大を見込んでいます。
- 公立保育所の移転改築・改修に伴い、平成29年度から定員21人増を予定しており、潜在ニーズに対して充足する見込みです。
- 平成29年度に6か月未満児の受け入れ施設を1か所見込んでいます。
- 0歳児保育の拡大に伴う、保育士の確保や子どもの安全対策など、受入体制を整備します。

【1・2歳児】 3号認定

		単位	平成 26年度 (10月1日現在)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1・2歳の推計人口		人	492	496	486	483	476	467
①利用の見込み 3号認定（1・2歳児）		人		197	193	192	189	185
②確保の内容	保育所・認定こども園 (特定教育・保育施設)	人	158	190	208	200	200	200
		か所	8	8	9	9	9	9
	地域型保育事業	人		0	0	0	0	0
		か所		0	0	0	0	0
差（②－①）		人		▲7	15	8	11	15

【確保の方策】

- 3号認定（1・2歳）についても、潜在ニーズが高く、現状の体制では確保が困難な状況です。
- 町内の認可外保育所が新制度へ移行する予定となっており、平成27年度から1か所・定員12人、平成28年度から1か所・定員18人の拡大を見込んでおり、潜在ニーズに対して充足する見込みです。
- 平成27年度から公立保育所1か所の入所募集停止を予定しており、また平成29年度から公立保育所の0歳児定員の拡大に伴い、1・2歳児以上定員の縮小を見込んでいます。

【2号・3号共通の質の改善】

- 土曜日午後保育については、公立保育所では平成28年度に1か所実施を目指し、需要に応じて平成31年度までに各校区1か所の実施を目指します。
また、休日保育の実施についても検討していきます。
- 慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。
- 保育士の専門性の向上を図るために、研修体制の確立に向けた検討を進めます。



4 地域子ども・子育て支援事業の量（利用）の見込みと確保の内容・方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

- 保育所等において、11 時間の開所時間の始期及び終期の前後に延長保育を実施し、保育需要への対応の推進を図る事業です。
- 平成 26 年度現在、松前保育所、エンゼル保育園の 2 か所で実施しています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用の見込み	人		109	109	109	108	106
②確保の内容	人	40	44	64	64	64	64
	か所	2	2	3	3	3	3
差（②－①）	人		▲65	▲45	▲45	▲44	▲42

【確保の方策】

- 実績に対してニーズ量が高く、潜在的なニーズが高いと考えられますが、一方で標準保育時間の設定によりニーズ量が減少することも考えられます。
- 現在は、松前校区、岡田校区のみの実施であることから、平成 28 年度をめぐりに北伊予校区で 1 か所増やし、確保数を 64 人とします。
- 時間外保育事業は今後の利用実態をみながら、実施箇所の増や受け入れ人数の増など確保の体制について検討していきます。



(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

- 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
- 平成 26 年度現在、松前小学校放課後児童クラブ、北伊予小学校放課後児童クラブ、岡田小学校放課後児童クラブの 3 か所で実施しており、いずれも定員数は 60 人です。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低 学 年	6～8 歳の推計人口	人	816	840	838	820	809	817
	①利用の見込み	人		203	202	198	195	197
高 学 年	9～11 歳の推計人口	人	883	839	840	839	855	852
	②利用の見込み	人		133	133	133	135	135
③確保の内容		人	180	220	220	260	300	350
		か所	3	4	4	5	6	7
差（③－①－②）		人		▲116	▲115	▲71	▲30	18

【確保の方策】

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、児童福祉法の改正により、現状の小学 3 年生までから 6 年生までに対象が拡大することから、実施場所の確保、支援員等の人員確保が課題となっています。
- 平成 27 年度から、定員を超えて申し込みのあった松前校区で 1 クラブ（仮教室 50 人）増設し、現教室の定員を 50 人に変更します。
- 6 年生までの受け入れについては、順次施設整備を行い、平成 31 年度までに全校区での受け入れを目指します。
- 県等と連携しながら、研修等を通じて支援員等の資質の向上に努めます。



(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業内容】

- 保護者が、仕事その他の理由により、平日の昼間または休日に不在となり、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かる事業です。
- 町内には児童養護施設等がなく、平成 26 年度現在、事業を実施していません。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用の見込み	人		8	8	8	8	8
②確保の内容	人	0	0	0	0	0	8
	か所	0	0	0	0	0	1
差 (②-①)	人		▲8	▲8	▲8	▲8	0

【確保の方策】

- 本町では現在、本事業を実施していませんが、アンケート調査から潜在ニーズがわずかに見込まれています。
- 本事業は突発的な利用が主となるため、本事業の今後の動向を予測することは困難な状況ですが、児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に対応するため、町内の介護保険施設や町外の児童養護施設を含めて、受け入れ体制を検討します。



(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。
- 平成26年度現在、松前町総合福祉センター2階において、松前町地域子育て支援センターを設置しており、子育て中の親子の交流、サークル活動、育児相談等を行っています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26年度 (実績見込み)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用の見込み	人		6,864	6,749	6,683	6,568	6,445
②確保の内容	人	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,500
	か所	1	1	1	1	1	1
差(②-①)	人		▲1,064	▲749	▲483	▲168	55

【確保の方策】

- 保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はありませんが、現在の実施状況ではニーズを充足しないと考えられます。
- 開設時間について、利用しやすい環境を検討し、利用者増を図ります。
- 自由に親子が利用できる「あそびステーション」の利用日を確保しつつ、サークル内容等を検討し、魅力あるサークル運営を実施します。





(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- 幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものに区分されます。
- 幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、教育時間の前後や長期休業期間中など主に在園児を預かる事業で、本町では平成 26 年度現在、青葉幼稚園、エンゼル幼稚園の 2 か所で実施しています。
- その他の一時預かりは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所その他の場所において一時的に預かる事業で、本町では平成 26 年度現在、エンゼル保育園において実施しています。

① 一時預かり事業（在園児対象）幼稚園型

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 利用 の見 込み	1号認定による利用	人		763	771	779	770	757
	2号認定による利用	人		22,798	23,033	23,268	23,004	22,622
	計	人		23,561	23,804	24,047	23,774	23,379
②確保の内容		人	13,559	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
		か所	2	2	2	2	2	2
差(②-①)		人		2,439	2,196	1,953	2,226	2,621

【確保の方策】

- 現在の提供体制でニーズ量を確保できる見通しです。公立幼稚園での実施については、私立幼稚園での利用件数や利用形態を把握し、潜在ニーズを調査した上で検討していきます。

② 一時預かり事業（その他）

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 26年度 (実績見込み)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用の見込み		人		1,778	1,763	1,757	1,730	1,699
②確保の内容	一時預かり事業 (一般型)	人	513	3,560	3,560	3,560	3,560	3,560
		か所	1	1	1	2	2	2
	ファミリー・サポ- ト・センター事業	人	336	340	340	340	340	340
		か所	1	1	1	1	1	1
差(②-①)		人		2,122	2,137	2,143	2,170	2,201

【確保の方策】

- 実績を大きく上回るニーズ量となっていますが、受け入れ最大可能数では現在の提供体制に不足はなく、利用ニーズに対応可能です。しかしながら、利用者の利便性や公立・私立のバランスを考慮し、平成29年度をめどに公立での実施を目指します。





(6) 病児・病後児保育事業

【事業内容】

- 病気の回復期などで保育所などに通うことができず、保護者の仕事の都合で家庭での保育が困難な児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、一時的に保育を行う事業です。
- 平成 26 年度現在、キッズハウスにおいて実施しています。

【利用の見込みと確保の内容】

		単位	平成 26 年度 (実績見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①利用の見込み		人		1,117	1,114	1,115	1,099	1,080
②確保の内容	病児・病後児対応型	人	464	825	825	825	825	825
		か所	1	1	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業	人	0	0	0	0	0	0
		か所	0	0	0	0	0	0
差 (②-①)		人		▲292	▲289	▲290	▲274	▲255

【確保の方策】

- 現在の供給体制では、受け入れ最大可能数でもニーズ量を充足できません。実施施設においては感染症の流行時期等には定員以上のニーズがありますが、それ以外では余裕があるようです。定員や看護師等の配置について協議し、実際の需要と供給のバランスをみて、検討します。



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

【事業内容】

- 地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- まさきファミリー・サポート・センターでは、登録する人は多いものの、実際の利用につながらないケースが多く、一方で援助を行う会員数が伸び悩んでいる現状があります。最近では急な依頼も増え、日程調整が難しくなっており、援助を行う会員の確保が課題となっています。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26年度 (実績見込み)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用の見込み	人		2,236	2,236	2,236	2,184	2,184
②確保の内容	人	660	1,100	1,500	1,700	1,900	2,100
	か所	1	1	1	1	1	1

【確保の方策】

（援助を行う会員の確保）

- 子育てに余裕の出たきた人の多く集まる場所（中学校や役場の行事の時など）で実際に援助をしている人、援助を受けている人の協力を得て制度の周知・理解を図ります。
- 援助活動に興味のある人を年間通して募集し、援助会員養成講座以外にも随時参加できる講座を設けるなど24時間の養成講座受講が早く達成できるよう工夫します。

（利用促進）

- 低所得者やひとり親家庭への利用料の助成について検討を進めます。



(8) 利用者支援事業【新規】

【事業内容】

- 子どもやその保護者が、幼稚園・保育所等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26年度 (実績見込み)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保の内容	か所		0	0	1	1	1

【確保の方策】

- 関係機関との連携も考慮して実施場所の検討が必要です。
- 地域子育て支援センターでの情報提供や子育て相談を継続して行い、平成29年度をめどに、必要な支援を行う職員（子育て支援コーディネーター）を確保し、事業を実施します。

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

- 妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- 安全・安心な出産のために重要な事業であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健康診査も「地域子ども・子育て支援事業」の一つとして位置づけられました。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26年度 (実績見込み)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保の内容（受診回数）	人	2,700	2,890	2,848	2,764	2,666	2,596

【確保の方策】

- 今後も健診受診券交付を継続するとともに、安全・安心な出産に向けて受診を促していきます。
- 「松前町健康づくり計画」に沿って、妊娠中からの規則正しい生活習慣や食生活の啓発、健診の必要性や重要性の周知に努めます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

- 生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26年度 (実績見込み)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
確保の内容（訪問回数）	人	240	232	230	226	221	217

【確保の方策】

- 対象児童を把握し、保護者との日程調整のうえ、今後も保育士、保健師の 2 人体制で訪問を実施していきます。
- 対象期間中（生後 4 か月まで）の転入は市町間の情報共有が現在ないため、他市町村で受けていても再度訪問し、全対象児童の訪問に努めます。

(11) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業

【事業内容】

- 養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保を確保する事業です。
- 子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【利用の見込みと確保の内容】

	単位	平成 26年度 (実績見込み)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①利用の見込み	人		9	9	9	9	8
②確保の内容	人	0	0	0	3	3	8
差（②－①）	人		▲9	▲9	▲6	▲6	0

【確保の方策】

- 養育支援訪問事業は、運営できる仕組みをつくり、平成 29 年度からの実施を目指します。
- 要保護児童対策地域協議会と連携し対応するとともに、子どもを守る地域ネットワーク強化事業により、関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化を図ります。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【事業内容】

- 低所得で生活が困難である者の子どもが特定教育・保育等を受けた場合において、教育・保育に必要な物品等の購入に要する費用を補助する事業です。

【確保の方策】

- 担当窓口の一本化を検討し、補助が必要な対象者を把握した上で、早急に助成の仕組みを検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【事業内容】

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。

【確保の方策】

- 町のニーズや整備状況を民間事業者へ情報提供するなど、事業の実施について検討します。



第6章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、役場関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、健康増進の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や住民との協力

本計画の推進のためには、役場だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・住民ネットワーク及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、住民に対して積極的に情報を提供していくとともに、町行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進行管理

本計画を住民とともに推進していく体制を確保するため、住民参画により構成される「松前町子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進行管理を行います。



第 7 章

資料編

1 松前町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、松前町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法第6条第2項の保護者
- (2) 法第7条第1項の子ども・子育て支援（次号において「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要と認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

- 2 この条例の施行後最初に開催される会議及び委員の任期満了に伴い新たに組織された子ども・子育て会議の最初に開催される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(松前町特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 松前町特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和43年条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表中「

34 松前町国民保護協議会	委員	日額	7,400
35 前掲以外のもの	日額7,400円以内で町長が別に定める。ただし、特に必要があると認められるときは、月額又は年額で定めることができる。		

」を「

34 松前町国民保護協議会	委員	日額	7,400
35 子ども・子育て会議	委員	日額	7,400
36 前掲以外のもの	日額7,400円以内で町長が別に定める。ただし、特に必要があると認められるときは、月額又は年額で定めることができる。		

」に改める。



2 松前町子ども・子育て会議委員名簿

平成25年度 松前町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	区分根拠規定	区分名称	所属	役職	備考
1	村上 志穂	第1号	保護者	古城幼稚園 PTA	会長	
2	布 朋子	第1号	保護者	松前保育所 保護者会	会長	
3	稲田 小百合	第1号	保護者	認定こども園 エンゼル保護者会	保育所代表	
4	石丸 幸子	第2号	子育て支援 事業従事者	松前幼稚園	園長	
5	西岡 真理	第2号	子育て支援 事業従事者	小富士保育所	所長	
6	喜安 初枝	第2号	子育て支援 事業従事者	岡田保育園	園長	
7	後藤 正宜	第2号	子育て支援 事業従事者	青葉幼稚園	理事長・園長	
8	重川 千恵美	第2号	子育て支援 事業従事者	子育て支援センター	職員	
9	中野 三千代	第2号	子育て支援 事業従事者	ファミリーサポート センター	サブ・リーダー	
10	高杉 展	第3号	学識経験者	松山東雲女子大学	教授	会長
11	青井 倫子	第3号	学識経験者	愛媛大学	教授	副会長
12	伊藤 すみれ	第3号	学識経験者	松前小学校	教育相談員	
13	笹山 伊智代	第3号	学識経験者	民生児童委員協議会	主任児童委員	
14	今村 高博	第3号	学識経験者	松山市障がい者南部地域 相談支援センター	相談支援専門員	
15	中島 敏之	第4号	その他	松前町商工会	青年部長	

平成26年度 松前町子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	区分根拠規定	区分名称	所属	役職	
1	山辺 美香	第1号	保護者	古城幼稚園 PTA	会長	
2	永田 純子	第1号	保護者	松前保育所 保護者会	会長補佐	
3	稲田 小百合	第1号	保護者	認定こども園 エンゼル保護者会		
4	石丸 幸子	第2号	子育て支援 事業従事者	松前幼稚園	園長	
5	西岡 真理	第2号	子育て支援 事業従事者	小富士保育所	所長	
6	喜安 初枝	第2号	子育て支援 事業従事者	岡田保育園	園長	
7	後藤 正宜	第2号	子育て支援 事業従事者	青葉幼稚園	理事長・園長	
8	重川 千恵美	第2号	子育て支援 事業従事者	子育て支援センター	職員	
9	中野 三千代	第2号	子育て支援 事業従事者	ファミリーサポート センター	サブ・リーダー	
10	青井 倫子	第3号	学識経験者	愛媛大学	教授	会長
11	伊藤 すみれ	第3号	学識経験者	松前小学校	教育相談員	副会長
12	笹山 伊智代	第3号	学識経験者	民生児童委員協議会	主任児童委員	
13	今村 高博	第3号	学識経験者	松山市障がい者南部地域 相談支援センター	相談支援専門員	
14	中島 敏之	第4号	その他	松前町商工会	青年部長	

松前町
子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行：松前町保健福祉部福祉課
〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地
TEL：089-985-4114 FAX：089-984-8951